

会 議 録 目 次

平成19年第4回海田町議会9月定例会（第1日目）

平成19年9月6日（木）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
日程第3	諸 般 の 報 告……………	4
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報告第8号 損害賠償額の決定について	
	（4）報告第9号 海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出に ついて	
日程第4	同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について…	1 9
日程第5	認定第1号 平成18年度決算の認定について……………	2 1
日程第6	認定第2号 平成18年度海田町水道事業会計決算の認定について…	3 0
日程第7	認定第3号 平成18年度海田地区消防組合一般会計決算の認定につ いて……………	3 2
日程第8	一 般 質 問……………	3 6
	（延 会）……………	8 9

平成19年第4回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成19年9月6日（木）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 9月6日（木）9時00分宣告（第1日）

4. 応 招 議 員（15名）

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	9番	西 山 勝 子
10番	宮 坂 二 郎	11番	河 野 道 昭
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

5. 不 応 招 議 員

な し

6. 出 席 議 員（15名）

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	9番	西 山 勝 子
10番	宮 坂 二 郎	11番	河 野 道 昭
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	山 本 義 彦
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
企 画 課	長	大久保 裕 通
財 政 課	長	臼 井 真
まちづくり推進課	長	木 原 晴 彦
総 務 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	朝 倉 登司雄
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
住 民 課	長	飯 田 義 光
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
都 市 整 備 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育 委 員	長	瀧 川 昌 俊
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
参 事		新 浜 憲 治
会 計 管 理 者		西 本 徹 郎
保 健 セ ン タ ー 所 長		岡 田 壽 人

例会以降の主なものについて報告いたします。

まず、7月19日に平成19年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催されましたので、本議会選出の議員であります私から、議会の概略についてご報告をいたします。

広島県後期高齢者医療広域連合議会報告。第2回臨時会におきましては、議長の選挙、人事案件1件、専決処分の承認案件2件及び条例案件1件が提案されました。まず、「議長の選挙について」は、議長に広島市議会議員の土井哲男氏が選出されました。次に、人事案件として、議案第24号「監査委員の選任について」は、議員の中から呉市議会議員の芝博氏が全会一致で選任されました。次に、専決処分の承認案件として、まず、議案第25号につきましては「平成18年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出予算それぞれ1,720万円と定めるものです。次に、議案第26号につきましては「相互救済事業の委託について」、広域連合の所有する主な動産に関する建物共済事業を財団法人全国自治協会に委託するものでございます。以上、専決処分した2件について、いずれも全会一致で承認されております。続いて、条例案件として、議案第27号「広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会設置条例の制定について」、全会一致で可決されております。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で平成19年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会についての報告を終わります。

次に、7月24日に安芸地区衛生施設管理組合議会の臨時会が開催されておりますので、安芸地区衛生施設管理組合議会議員の副町長から報告を求めます。副町長。

○副町長（山本） それでは、去る7月24日に開催されました平成19年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会についてご報告いたします。

まず、付議案件は選挙2件、議案3件の、計5件が提案されました。まず、選挙第1号は組合議会の議長の選挙についてでございますが、坂町議会議員の東一壯氏が選任されました。続きまして、選挙第2号は、組合議会の副議長の選挙についてでございますが、海田町議会議員の原田議長が選任されました。続きまして、議案第6号、監査委員の選任についてでございますが、議員のうちから選任する監査委員として、府中町議会議員の久保宏隆氏が提案され、全会一致で可決されたところでございます。次に、議案第7号、専決処分の承認についてでございますが、内容は、安芸地区衛生施設管理組合

職員定数条例第1条中「収入役」を「会計管理者」に改正し、4月1日から施行するため、専決処分されたものでございます。続きまして、議案第8号、専決処分の承認についてでございますが、内容は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条中「副管理者月額2万2,000円、収入役1万9,000円」を「副管理者2万2,000円」に改正し、4月1日から施行するため、専決処分されたものでございます。両議案とも全会一致で可決されたところでございます。

なお、関係資料につきましては議会事務局で保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

○議長（原田）次に、7月25日に国道2号東広島・安芸バイパス・広島南道路建設促進東京要望に私が出席しております。続きまして、8月9日にJR海田市駅のバリアフリー化及び当駅への快速電車停車に関する意見書を中国運輸局長及び広島県知事に対し提出し、同要望決議書をJR西日本広島支社長に対し提出しました。なお、意見書につきましては、8月23日に広島県選出の国会議員に対しお願いに参りました。また、8月23日から24日まで議会運営委員会が県外調査をされ、委員会報告書が提出されていますので、ご参照ください。

以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日はご多忙のところ、大変ありがとうございます。6月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。

初めに、広島県からの権限移譲に伴う福祉事務所の設置についてでございますが、安芸郡4町での共同設置を行う方向で検討しておりましたが、6月26日の安芸郡町長会において、府中町が地方交付税の不交付団体になり、これに対する財源確保に見通しが立たないことから、白紙に戻すことになりました。現在は、府中町を除く3町での共同設置か単独設置かについて、事務レベルで協議しているところでございます。

次に、今年の梅雨時期の雨の状況でございますが、例年と比べ、少雨でございました。そのほとんどが7月に降ったもので、特に7月2日から7月4日までの3日間の降水量は126ミリとなっております。この間、浜角地内において小規模のがけ崩れが発生しましたが、幸いにも人的被害は起きておりません。また、8月2日には台風5号と高潮が重なったことにより明神町地区の工場兼住宅1棟及び町道の一部が冠水いたしました。人的被害は起きておりません。今後の台風シーズンに備え、危険箇所の再点検等防災対

策に万全を期し、災害の未然防止に努めてまいります。

続きまして、9月3日には、地震による大規模災害を想定した職員参集訓練を昨年に引続き実施いたしました。当日午前6時50分に五日市断層を震源とした震度6弱の地震が発生したとの想定で訓練を開始しました。これにより、7時6分に災害対策本部を立ち上げ、部長以上の災害対策本部員と町内及び広島市安芸区などの近隣の市町に居住する職員34名が徒歩や自転車などで参集いたしました。実際に大規模災害が発生したとき、迅速に災害対策が行われるよう、今後とも訓練を重ね、危機管理意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に、老朽化した町内放送設備を更新するため、防災行政無線内部検討会を立ち上げ、検討を開始いたしました。

続きまして、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンについてでございますが、6月24日に海田町公衆衛生推進協議会及び自治会連合会と共催で、瀬野川などの河川を中心に町内一斉の清掃奉仕作業を実施いたしました。当日は、町内全域で約4,800人の皆さんに参加いただき、空き缶等のごみが一掃され、大変きれいなまちになりました。また、同日「次世代に緑と清流を継ぐために」をテーマに環境関係5団体と共催で「エーコと瀬野川環境フェア」を開催し、環境問題に対する啓発を行いました。今後も「きれいな町海田」をつくるため、引続き町民の皆さんとともに環境美化活動を推進してまいります。

次に、戸籍の電算化についてでございますが、業者の選定を終え、今後は、証明書発行等の大幅な時間短縮など、迅速な事務処理ができるよう、平成20年4月稼働に向けて作業を進めてまいります。

続きまして、7月19日にひまわりプラザにおきまして男女共同参画講演会を行いました。当日は、県立広島大学教授の遠藤伸治先生をお迎えして講演をしていただきました。今後とも男女共同参画社会の実現に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

次に、人権啓発映画の上映会を8月4日にひまわりプラザで行いました。映画は小学生向けと一般向けの2部構成で実施いたしました。夏休みということもあり、小学生など多くの方々に参加をいただきました。命の大切さや家族のきずなについて啓発が図れたものと考えております。

続きまして、今年中に77歳、88歳及び100歳以上になられる高齢者238人に対し、長寿を祝福し、敬老祝い金をお渡しいたしました。いつまでもお元気で生活していただきたいと願っております。

次に、海田市駅構内バリアフリー化についてでございますが、町議会の要望活動による動きにより、8月27日にＪＲ西日本が来庁され、平成19年度中の着手を目指したいとの意向を伝えてまいりました。町におきましても早期着手に向けて県と手続き等における協議調整を行っております。今後も県及びＪＲと調整を重ね、対応してまいりたいと考えております。

続きまして、6月定例議会におきまして解散の議決をいただきました海田町土地開発公社についてでございますが、広島県知事に解散を申請し、7月10日付で認可されました。海田町土地開発公社はこの日をもって解散いたしました。現在は解散登記も完了し、清算の手続きを行っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、報告2件、同意1件、認定3件、条例制定1件、条例改正1件、補正予算3件を提出しております。どうぞご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原田）続きまして、報告第8号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第8号、損害賠償額の決定について。窪町地内で発生した道路管理瑕疵による車両損傷事故及び中店地内で発生した公用車による人身事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、報告第8号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。議案書の1ページをお開きください。

初めに、1件目の損害賠償についてでございますが、債権者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、損害賠償額は14万333円でございます。専決処分年月日は平成19年6月18日でございます。事故の概要について説明しますと、平成19年6月4日午前9時ごろ、海田町窪町10番地先の町道2号線において、債権者車両が走行中、道路に設置していたグレーチングのねじが緩んでいたため、走行時に巻き上げ、車両左後部フェンダーが破損したものでございます。過失割合につきましては当方を10割と定め、相手方の損害額を全額賠償額と決定し、専決処分させていただき、示談を締結したものでございます。

が、その点は町長のお考えはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）グレーチングの問題ですが、町内のサービス点検で日々いろんなところを回らせてもらって、よく指摘をいただきながら点検をさせてもらったり、直したり、ゴムをはめたりしておるわけですが、やはり数も多いことでございます。それから、通行量の問題もかなり加味すると思いますので、そこらも踏まえて、今後、音がしたり、がたがたするところについては重点的に、町でできることは町でさせていただいて、また、町でできないものにつきましてはそういう専門業者をお願いするという方法をとりたいと思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それからもう一つ、最後の〇〇〇の分です。先ほどのはよろしくお願います。今度の件は私は、ちょっとぶつかったぐらいじゃあれなんじゃが、思い切りぶつかられたと思いますが、やっぱりそこらの過失割合が、私も事故は見ておらんのが、後ろのフェンダーがめげるほどぶつかるというたら、相当ぶつからにゃフェンダーがめげんわけですね。そこらはだんだん、毎本会議でこれは出ますが、やっぱりそこらを交通安全ということに対してもうちょっと徹底してもらいたいんですが、これはもう1回お願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今回の事故に対する過失割合の問題も、私も金額的にちょっと高いんじゃないかというふうに聞きましたら、やはり相手があることだし、保険の査定の問題も含めて、むち打ち症か何かという形で請求されたということで、これも我々が判断することじゃなしに専門家の主張、認定を受けたというふうに理解しておるので。金額的には私もちょっと大きいんじゃないかと思っております。それらを含めて、毎回議会のときに皆さんにお断りをしながらしていますので、海田警察の方から、班別に分けて職員のそういう交通安全の指導を徹底するようにやっておりますので、よろしくお願います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。まず最初の、グレーチングを巻き上げた問題ですけれども、数多くある中で見逃したという点があるかもわかりません。前の加藤町長時代から、グレーチングあるいはマンホール等々で音が出る。音が出るのも騒音の中の1つで対応するというのがありましたけれども、やっぱり音がするということは変形しておる

ということですね。それはやっぱり早く対応しなかったら、これの二の舞というか、重ねてこういう事故が起きる可能性が高いんですね。法則的にもあるんです。工場へ努めておいたらハインリッヒの法則で1対30対300というのがあって、1は死亡事故につながるわけですね。30は「はっと、ひやり」したとか、そういうものがずっと重なって、その原因が300あるということがあって、法則的なものもあるんです。ですから、早くこれに対応することが求められておると私は思うんです。町内でかなりそういう音がするところがある。私も気づいたら建設課長のところに届けをしておるんですけども、しかし、町内全域にわたってそういうのがあるし、前回、10年もたたんでしょうけれども、そのときは全町にわたって、そういう音がしないようにしたけれども、かなりまた変形したり音が出てきたというところがあるので、早くそれをパトロールしながら対応してほしいという、この点についてはどう対応されますか、お尋ねいたします。

それからもう一つは、今、崎本さんも言われましたが、相手の車の後方へぶつけておるんですね。町の公用車は前方であると。私はこれでは7対3の過失割合でこういう相殺をしたなという、もっとも9割とか、10割までは行かんとしても、よくこれで済んだなという気がしておるんですけども、そこら辺は全国的な判例のもとで保険会社が全部判定するように、私も交通事故の問題なんかは多少そういう問題を扱っていますので、わかっておるんですが、事故の判断からすると、よく7対3ぐらいで済んだなと。この辺のいきさつ。

もう一つは、前回から、何回もこういう損害賠償の事案が出てくる、その頻度はどうかということはこの近隣の市町で、職員の数や車の数で割っていくんですが、これから見て海田町が実際どうなのかと。多かったらそれなりの改善もせにゃいかんし、そこそこじゃったら、より以上の安全の教育も含めて指導もしなければならないというふうに考えますが、その点はいかがですか、お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）最初の件でございますが、交通事故とか衝突事故の問題は、警察の検証があって、そして保険会社の方でそういう専門的な分野で判断するわけですから、我々はそうっておっても、判定がそれであればそれに従わなきゃいけないというふうな判断をしております。

それから、グレーチングの件でございますが、これも議員の皆さんや町内の自治会の皆さんからの指摘をいただきながら、たくさん、月のうちにグレーチングだけで10件以

上、町民サービス室の方へすぐ直してくれとか点検してくれとかとあります。その場所的なものが、さっきも言いましたように、車の多いところと少ないところがありますので、そこらを含めてまた皆さんからも指摘をいただいたら早く対応していきたいし、また、夜、ゴムか何かを張るとか、あと音がして眠れんとか、いろいろ苦情もございますので、その対策についても何かいい方法がないかと思っております。

それから、３点目のよその近隣の町との比較でございますが、お互いにどこも交通安全については、秋の交通安全、春の交通安全とか、いろんな形で啓蒙活動をしておりますが、我が町におきましても、先ほど申しましたように、そういうことも皆さん方に嚴重注意したり、また、車に運転者の名前を表示をしたり、いろんな対策をしておるんですが、とにかく一生懸命努力しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）近隣市町の事故の発生状況でございますけれども、これは照会して回答をいただいたところの報告をさせていただきますと、呉市は18年度463分の31、6.7%、府中町が57分の5、8.77%、坂町が49分の7、14.29%、熊野町が48分の8、16.67%、本町が53分の6、11.32%でございます。これはいわゆる自損も含んだ車の事故でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）頻度から見れば少ないという判断が出てくるんですが、そういう判断でいいんですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）少ないか多いかはわかりかねるところはあるんですが、車両の分母がどういう動きをしておるかがわかりませんので、一概には言えませんが、他市町と比べて非常に多い数字ではないと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）割合から見れば少ないというようにも判断できるんですが、しかし、今回のような、後ろから行ってぶつけてやるような、私は大きな過失じゃろうと思うんです。だから、3対7でよう済んだなという気がしておるんです。町もそれは事故の内容を見て重んじたから、懲罰委員会か何か知らんですが、そういう検討委員会みたいなのを開いて、懲罰に値するような、そういう処分をされておるんだろうと思うんですが、やっぱりこういう、追突に近いところですよ。列車が来たから急いで行ったとか、気

持ちの上でもあるのかもわかりませんが、しかし、町民の公僕ですから、そこら辺は見本をもってしかるべきなそういう運転もするし、処分もするし、対応もちゃんとやるべきだというように思うんです。ぜひそのことをつけ加えて回答を待ちます。どうですか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）ただいま総務部長が申しましたように、事故件数から言いますと、他市町と比較いたしますと低い方ではあるわけですが、低いからいいというものではないというふうには思っております。できればこうした議案については上程しないということで行きたいわけなんです、ここ何回かこれが続いておるわけでございます。職員に対しましては今後とも公用車等、仕事中の運転については十分注意を払うということについて、より一層周知を図り、事故のない業務といいますか、自動車運転に心がけるよう奨励していきたいというふうに思っております。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。桑原議員。

○6番（桑原）何か言っても余りせんないことなんでしょうけれども、6月議会のときも同じようなことで、今後いろいろ検討を進めていくというような話があったんですが、6月議会以降どのような検討をなさり、その進捗状況はどうなんでしょうか、それがまず第1点。

それと、今回の2番目の85万3,784円という、これは人身事故なんですね。治療費とか何とかとおっしゃった。それで、過去にそういう人身事故的な、要するに死傷者が出たような場合があったのかどうか。それで、これは道路交通法72条の関係の報告は今までどのようになっているのか。死傷者を含めるばかりじゃなくて、どのように警察の方に報告なさっているのかどうか。それと、関係しますけれども、同じく117条に罰則規定があるわけですね。それとの関係はどうなっているのか。この2点をお願いいたします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）見直しの進捗状況ということですが、これは交通事故による処分指針というのを見直す方向で今、検討を重ねております。

それと、過去にありました人身事故でございますが、平成13年度以降で、13年度に1件、平成17年8月に1件の、2件の事故が発生しております。道交法の関係につきましては、運転者本人が減点を受けております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）要するに道路交通法の72条の報告はすべてなされているということですか、今まで。人身事故の場合は117条で罰則規定がかかってくるわけですね、怠った場合。それとの関係はどうなっているんでしょうかということなんです。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）事故につきましてはすべて報告をした上で警察の現場検証を受けて、それから保険会社へ届け出、一連の処理をしております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）それで、罰則規定は余り関係ないということね。ただ報告すれば、それであとは何もないということ。今、免許停止とか何とか、そんな話をなさっていましたけれども、それ以外には役場の中で行政処分を受けるということだけ、その行政処分も何か履歴に残るような処分じゃなくて、ただ口頭か何かだけで済ませているということであれば、いつまでたっても、いろいろ検討をやっていると言いながら、どんどんこうやって出てくるわけです。法律に従ってちゃんとやっていますよということで警察の処分を受けるんでしょうけれども、あとは経済的な面では保険がかかっているんだから何ということはないというようなことで、内部でなあなあ主義でやっていると、いつまでたってもイタチごっこなんじゃないんですかね。その辺は町長はどうお考えですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）交通事故の問題はどこの社会でも、今現在これだけの車社会ではたくさんいろんなところであるんですが、先ほど申しましたように、町の方でも、事故に対しては警察に届け、そしてまた保険の関係は保険会社との契約とかいろんな形で処理しまして、役場の方でもそういうふうな懲罰委員会とかにかけて、厳重に注意しながら、次に起きないように方法で処理させていただいております。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。2番目の中店第1踏切、私もしょっちゅう通りますけれども、町内でも非常に危険箇所だと思うんです。それで、列車の合間に渡るという関係で、とにかく踏切が上がったら急いでということで、非常に危ないので、一度、先ほども出ていましたけれども、警察に立ち会ってもらって現場を見てもらって、安全管理のために看板とか、路面に線を引くとか、そういったことをやっていただきたい。非常に町内でも有数の危険箇所だと。列車が通って上がって急いでという感じのところなので、警察立ち会いのもとで、この際、看板とか、路面に線引きとか、そういったことをぜひ

やっていただきたいと思いますので、その辺をお伺いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現在、中店踏切につきまして、いわゆる改良も含めてＪＲと協議はいたしております。その中で警察等についても相談しながら、今までにもいろいろと手を加えてきております。そのことにつきまして、今以上に警察と協議しながら、できるものについては早く処置していきたいと思っております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第8号については、これをもって終結いたします。

続きまして、報告第9号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第9号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、海田町土地開発公社の経営状況について報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）それでは、海田町土地開発公社の経営状況についてご説明申し上げます。お手元の「経営状況説明書」をお願いいたします。

説明させていただく前に、解散事業年度の決算処理について少し述べさせていただきます。法人税法第14条第1号に基づきまして、法人が事業年度の途中で解散した場合、解散日、本町の場合は7月10日でございますが、例えば7月10日を境にして事業年度が2つに分かれることになりまして、事業年度開始の日から解散の日までが1事業年度、これを解散事業年度と呼んでおります。そのようにみなされ、次に解散の日の翌日から残余財産確定の日までの期間をさらに独立した1事業年度、清算中の事業年度と称しております。このようにみなすことになっております。これを前提に説明をお聞きいただければと思います。

それでは、説明に入りますが、この報告は平成19年4月1日から解散の日までの解散事業年度の決算についてご報告するものでございます。決算書1ページをお願いいたし

ます。まず、1の総括でございますが、平成19年度は用地取得が休止状態であったため、理事会等に係る販売費及び一般管理費の計上のみとなっております。次に、2の庶務事項でございますが、表のとおり理事会を開催し、承認をいただいております。

2ページをお願いいたします。今年度は用地取得の活動を行っておりませんし、預金利子等もございませんので、収入の決算額はゼロとなっております。3ページをお願いいたします。収益的収支の支出でございますが、理事会の報酬及び法人税等で、支出の決算額は11万8,800円でございます。

次に、4ページの平成19年度の損益計算書をお願いします。これは、年度内のすべての収益と、これに対応する費用を記載して、その期の損益をあらわしたものでございまして、11万8,800円の準損失となっております。

5ページの貸借対照表をお願いします。これは、平成19年7月10日現在のすべての資産、負債、資本を記載したもので、資産の合計額は負債の合計額に資本の合計額を加えたものでございます。それでは、まず資産の部でございますが、流動資産合計は1億5,258万8,406円となっております。これにつきましては、資料9ページに財産目録として掲げておりますので、ご参照いただければと思います。次に、負債の部でございますが、短期預かり金、未払費用ともにゼロで、流動負債合計はゼロ円となります。6ページをお願いいたします。資本の部でございますが、基本金200万円は町からの出資金で、前年度決算における準備金1億5,070万7,206円から当期純損失11万8,800円を差引いた1億5,058万8,406円が準備金合計となります。資本の合計は、基本金を加えまして1億5,258万8,406円となっております。また、負債合計がゼロ円のため、負債資本合計も1億5,258万8,406円となり、資本合計と同額となっております。

次に、7ページの剰余金処分計算書をお願いいたします。ここでは1億5,058万8,406円を準備金として処分することとしております。

8ページをお願いいたします。財産目録でございますが、表の一番下の差引純財産は、先ほどの貸借対照表でもご説明申し上げましたとおり、準備金と基本金の合計額1億5,258万8,406円が純財産で、資本の合計額となっております。

最後に、資料として10ページにキャッシュ・フロー計算書を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、平成19年度解散事業年度の海田町土地開発公社の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。6月に解散の議決をいたしました。そのときに今後のスケジュールを私たちは資料としていただいております、今それを見ていますと、9月6日に5の解散清算人の登記というところが終わった段階だと理解しております。そのときに、最終的に県知事への清算完了の届け出は平成20年1月ごろということでしたけれども、これは予定よりも早く行われているのか、予定どおりなのか、まず今後のこの7、8、9の予定日を。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）予定よりかなり早く進んでおります。と申しますのは、県の認可申請の際に添付書類として議会の議事録等が、当然公社の議事録も要るんですが、そういうものが必要であるというもので、議事録を作成するのにかなり時間がかかってこれまで来ておりますので、その辺を見込んで前回の1月というお答えをしております。県と協議させていただいて、議決書も添付するようになっておりますので、何とか、できた時点で追加といいますか、それを提出するのでというような協議をしまして、了解されましたので、この期間を見なくて済んだということで、現在のところ、清算手続きをもう既に開始しております。これは8月6日、2カ月の間に債権の取り立て、債務の弁済、残余財産の引き渡し、そのの公告、催告等々を、2カ月の間に公告を3回しなさいというのがございまして、これを今8月6日、8日、10日というふうに公告をしております。これが2カ月間ということでございますので、10月6日までということになりますので、それが終わりましたら、今の予定でございますが、12月議会においてこれの補正予算を組みたいというふうに考えております。随時その後は残余財産の帰属をしまして、清算登記、それと県知事の清算終了の手続きを済ませていきたい、このように考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）その当時の資料に差引き残余財産額、見込み額ですけれども、1億5,246万7,206円ということで、今回の資料8の1億5,258万8,406円という、この差額、残余財産が増額になっているんですけれども、この資料のときと現在との差額の金額はどうして生まれたものなのでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保） 前回もお答えしたと思うんですが、要するに予算時、見込みを出す時期、清算をどんどん進めていく時期ということで、これは見込みでございますので、どうしても若干の、この部分が必要でないと思ったのが必要だったとか、これはやらなきゃいけないと思っておったのがやらなくて済んだとか、そういう部分が若干出てまいりますので、そういう差異が出てまいっておるというふうに考えております。

○議長（原田） 西山議員。

○9番（西山） 前回のときも金利利息3万円が計上されていて、それはおかしいんじゃないですかという質疑をさせていただいた経緯を記憶しているんですけども、それは別といたしましても、この12万1,000円余りの残余予算が増額になった、1項目でも2項目でもいいんですけども、これだけの計上をしていたけれどもこれだけで済んだという、これだけ増額になった具体的な内容を提示してもらえませんか。

○議長（原田） 都市整備課長。

○都市整備課長（久保） 申し訳ございません。その資料を今持ち合わせておりませんので、また後ほどさせていただければと思います。

○議長（原田） ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

○6番（桑原） 公社決算監査の結果報告の中の一番最後に「業務の執行状況も良好である」というようなことが書いてあるわけです。この業務というのは多分ここに載っています販売費及び一般管理費の中の人件費とか経費のことだと思うんですけども、この内容についてお願いいたしたいと思います。

○議長（原田） 都市整備課長。

○都市整備課長（久保） ご指摘のとおり、その内容となっておりますが、販売費及び一般管理費の人件費につきましては、1人当たり6,100円の8名でございます。それと、経費の部分につきましては、これは法人町民税が5万円、法人県民税が2万円でございます。トータルで11万8,800円となっております。

○議長（原田） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第9号については、これをもって終結いたします。

これにて諸般の報告のすべてを終了いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第４、同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。固定資産評価審査委員会委員であります石賀哲夫さんが平成19年10月31日をもって任期が満了することに伴い、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引続き石賀哲夫さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の３ページをお開きください。現固定資産評価審査委員会委員の石賀哲夫さんが平成19年10月31日をもって任期が満了となることに伴いまして、引続き石賀哲夫さんを再任としてお願いするものでございます。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第３項の規定により、海田町の住民、町民税の納税義務がある者、また、固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任するものでございまして、任期は３年でございます。

それでは、石賀哲夫さんの経歴についてご説明いたします。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日生まれで、現在〇歳でございます。職歴でございますが、昭和35年８月に大蔵省中国財務局に採用され、平成４年に退職されました。この間、昭和52年に不動産鑑定士の登録をされておられます。その後、株式会社広島不動産鑑定所、株式会社リアル・コンサルを経て、平成８年２月から有限会社石賀不動産鑑定事務所を設立され、現在に至っておられます。また、平成12年４月から平成15年３月まで広島市固定資産評価審査委員会委員に就任されておられました。このように、固定資産の評価に係る実務に精通しておられ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原議員。

○6番（桑原）以前も申し上げたんですけれども、固定資産評価審査委員会、これはおっしゃるようないろんな関係条例が出ています。その根拠法規は地方税法になっているわけですね。いろいろ出ています。それに基づいて海田町の条例は関係条文に従って出てくるわけなんです。それで、今回の選任の同意というのはわかるんですけれども、今申し上げた地方税法の425条、これは委員の兼職禁止規定、それから、426条は委員の欠格事項、427条は委員の罷免、そのほか海田町の関係条例、評価委員会の条例なんかを見ますと、委員長は再任を妨げないというようなことも書いてあるわけです。そういうような資格条件にはちゃんと当てはまっていますよということぐらいは議会に言ってもらわないと、言われて、ああ、そうかというようなことでは同意をやりかねるわけです。その辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）その件に関しまして、欠格条項等、兼職禁止等の法令等には抵触しておりません。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第1号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第1号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、同意第1号についてはこれに同意することに決定いたします。

暫時休憩いたします。再開は10時30分といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時14分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。認定第1号、第2号及び

第3号については決算審査特別委員会に付託する予定ですので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

日程第5、認定第1号、平成18年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）認定第1号、平成18年度決算の認定について。平成18年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町老人保健特別会計歳入歳出決算及び海田町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

提出に当たり、平成18年度決算収支の概要を報告いたします。平成18年度一般会計決算額は、歳入総額77億9,933万9,000円、歳出総額75億7,242万7,000円で、歳入歳出差引き額は2億2,691万2,000円の黒字となり、繰り越し事業に充てる翌年度へ繰り越すべき財源5,299万2,000円を控除した実質収支額も1億7,392万円の黒字となりました。公共下水道事業特別会計については、歳入総額15億4,579万9,000円、歳出総額15億2,069万4,000円で、実質収支額は2,510万5,000円の黒字となっております。国民健康保険特別会計については、歳入総額27億5,349万4,000円、歳出総額27億902万3,000円で、歳入歳出差引き額は4,447万1,000円の黒字となり、繰り越し事業に充てる翌年度へ繰り越すべき財源250万円を控除した実質収支額も4,197万1,000円の黒字となっております。老人保健特別会計につきましては、歳入総額22億7,966万7,000円、歳出総額22億9,200万円で、実質収支額は1,233万3,000円の赤字となりました。そのため、平成19年度の予算の歳入を繰り上げて不足分を補う繰り上げ充用の措置をとっています。介護保険特別会計につきましては、歳入総額12億2,266万7,000円、歳出総額11億4,630万3,000円で、歳入歳出差引き額は7,636万4,000円の黒字となり、繰り越し事業に充てる翌年度へ繰り越すべき財源162万1,000円を控除した実質収支額も7,474万3,000円の黒字となりました。以上、平成18年度の各会計の決算収支の概要を報告申し上げましたが、決算の内容につきましては担当者に説明させるとともに、決算書及び「主要施策の成果に関する説明書」を提出しておりますので、ご審議いただき、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、決算の内容につきまして「平成18年度主要施策の成果に関する説明書」によりご説明いたします。

まず、一般会計の決算の内容についてご説明いたします。「平成18年度主要施策の成果に関する説明書」の3ページをお開きください。歳入の状況についてでございますが、一般会計歳入決算額一覧表の決算額は、欄外に注記しておりますとおり、地方財政状況調査の数値で作成しているため、決算書の決算額と異なるところがありますが、ご了承くださいと思います。まず、歳入総額でございますが、77億9,933万9,000円で、前年度と比較し4億7,979万3,000円、6.6%の増額となっております。主な内容につきましては、1款の町税が41億3,902万3,000円で、対前年度比1億985万3,000円、2.7%の増額となっています。2款の地方譲与税につきましては2億9,575万4,000円で、対前年度比1億1,298万9,000円、61.8%の増額となっています。主な増額の理由は、三位一体の改革による税源移譲の代替措置として所得譲与税が増額されたことなどによるものでございます。10款の地方交付税につきましては6億5,160万6,000円で、対前年度比2億1,132万1,000円、48%の増額となっています。14款の国庫支出金につきましては3億8,431万6,000円で、対前年度比4,823万4,000円、14.4%の増額となっております。15款の県支出金につきましては3億2,450万8,000円で、対前年度比3,013万9,000円、8.5%の減額となっています。18款の繰入金につきましては2億5,395万円で、対前年度比2億5,125万円、9,305.6%の増額となっております。増額の理由は、地域福祉基金の廃止に伴う基金繰入金の増額によるものです。21款の町債につきましては5億7,460万円で、2億3,130万円、28.7%の減額となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。23ページをお願いいたします。23ページの一一般会計目的別歳出決算額一覧表の決算額も、欄外に注記しておりますとおり、地方財政状況調査の数値で作成しているため、決算書の決算額と異なるところがありますが、ご了承くださいと思います。まず、歳出総額につきましては75億7,242万7,000円で、前年度と比較し4億8,671万1,000円、6.9%の増額となっております。主な内容につきましては、2款の総務費が10億5,886万8,000円で、対前年度比1億7,927万8,000円、20.4%の増額となっております。主な増額の理由は、公共施設等整備基金への積み立ての実施などによるものでございます。4款の衛生費につきましては6億1,771万2,000円で、対前年度比5,335万2,000円、9.5%の増額となっております。主な増額の理由は、売電施設新設等による広域ごみ焼却事業負担金の増額によるものなどです。8款の土木費につきましては10億5,399万9,000円で、対前年度比8,432万9,000円、7.4%の減額となっております。10款の教育費につきましては8億3,733万円で、対前年度比9,401万

7,000円、12.6%の増額となっております。12款の公債費につきましては14億7,944万8,000円で、対前年度比4億203万5,000円、37.3%の増額となっております。主な増額の理由は、繰り上げ償還を実施したことなどによるものでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。性質別の歳出決算額でございますが、人件費、扶助費、公債費から成る義務的経費につきましては38億2,558万1,000円で、対前年度比2億5,210万8,000円、7.1%の増額となっております。投資的経費につきましては7億1,848万1,000円で、対前年度比5,310万4,000円、8.0%の増額となっております。その他の経費につきましては30億2,836万5,000円で、対前年度比1億8,149万9,000円、6.4%の増額となっております。

続きまして、63ページをお願いいたします。63ページ以降が事業別の説明となっております。個々の説明については省略させていただきます。

続きまして、公共下水道事業特別会計についてご説明いたします。269ページをお願いいたします。歳入の状況でございますが、歳入総額は15億4,579万9,000円となっております。主な内容につきましては、使用料及び手数料が3億8,492万3,000円、国庫支出金が2億円、繰入金が2億5,817万8,000円、町債が5億5,270万円となっております。274ページをお願いいたします。歳出の状況でございますが、歳出総額は15億2,069万4,000円となっております。主な内容につきましては、事業費が7億2,666万3,000円、公債費が6億9,104万3,000円となっております。平成18年度末現在で海田町の下水道は376.39ヘクタールが整備され、1万296世帯が処理可能世帯となり、下水道普及率は83.7%となりました。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明いたします。289ページをお願いいたします。歳入の状況についてでございますが、歳入総額は27億5,349万4,000円となっております。主な内容につきましては、国民健康保険税が8億1,037万5,000円、国庫支出金が6億6,200万1,000円、療養給付費等交付金が8億2,835万円、共同事業交付金が1億3,952万1,000円、繰入金が1億8,934万1,000円となっております。次に、295ページをお願いいたします。歳出の状況についてでございますが、歳出総額は27億902万3,000円となっております。主な内容につきましては、保険給付費が18億3,815万円、老人保健拠出金が5億5,723万5,000円、介護納付金が1億3,465万6,000円、共同事業拠出金が1億3,500万2,000円となっております。

続きまして、老人保健特別会計についてご説明いたします。321ページをお願いいた

します。歳入の状況についてでございますが、歳入総額は22億7,966万7,000円となっています。主な内容につきましては、支払基金交付金が12億6,389万7,000円、国庫支出金が6億7,927万6,000円、県支出金が1億7,055万5,000円、繰入金が1億6,473万9,000円となっています。次に、325ページをお願いいたします。歳出の状況についてでございますが、歳出総額は22億9,200万円となっています。主な内容につきましては、医療諸費が22億4,816万5,000円となっています。なお、国庫支出金等の交付決定額の一部が平成19年度に交付されることとなり、1,233万3,000円の赤字となりましたので、平成19年度の予算の歳入を繰り上げて不足分を補う繰り上げ充用の措置をとっております。

続きまして、介護保険特別会計の決算についてご説明いたします。335ページをお願いいたします。歳入の状況についてでございますが、歳入総額は12億2,266万7,000円となっています。主な内容につきましては、保険料が2億6,735万9,000円、支払基金交付金が3億3,452万8,000円、国庫支出金が2億6,556万円、県支出金が1億6,510万6,000円、繰入金が1億7,866万4,000円となっています。342ページをお願いいたします。歳出の状況についてでございますが、歳出総額は11億4,630万3,000円となっています。主な内容につきましては、保険給付費が10億8,224万5,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、平成18年度の各会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。平成18年度決算については、去る7月3日から6日まで監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成18年度海田町決算審査意見書でございます。この際、代表監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。代表監査委員、丹京さん。

○代表監査委員（丹京）監査委員の丹京でございます。監査委員を代表いたしまして、先に町長に提出いたしました平成18年度海田町各会計歳入歳出決算審査意見書について、その概要を申し上げます。

審査は、7月3日から6日にかけての4日間、海田町一般会計、海田町公共下水道事業特別会計、海田町国民健康保険特別会計、海田町老人保健特別会計、海田町介護保険特別会計のそれぞれ歳入歳出決算を対象として行いました。町長から送付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿等と照合するとともに、予算の執行状況について、必要に応じて関係職員の説明を聴取する等に

より審査を実施いたしました。いずれも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数を関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められました。引続き、町民生活に密着した事業の実施や、少子化に対応した福祉施策の充実、学校教育環境の充実のためには、財源の確保に一層努力を傾け、予算執行においても経費の節減・効率化を図り、健全で弾力的な財政運営に努める必要があると考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、審査の概略を申し上げました。詳細につきましては意見書をご覧くださいまして、決算認定の参考にしていただければ幸いです。ありがとうございます。

○議長（原田）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。決算の認定につきましては、例年のとおり、決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場でお願いをいたしたいと思っております。それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）監査報告の意見書の中で若干どういうあれがあったかお聞きしたいと思いますが、これを見てもみると、毎年のものでありますが、不能欠損額と未収入が増えていますよね。それで、意見書の中にもありますが、今後どのように努力されるか、どのように努力したいか、それはどのような意見が出たか、お聞きします。

○議長（原田）代表監査委員。

○代表監査委員（丹京）お答えします。不能欠損額についての収納状況の問い合わせでございますが、決算審査のときにいろいろ2名の監査委員でやったわけでございますが、県からの職員の派遣等も得て、出納の担当職員も含めて全力で上げておるということで、収納状況も対前年から比べてかなり上回ってきておると。今後もそのように実施していただきたいということで申し入れもしたところでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それで、再々聞くようになるんですが、毎度、監査委員さんがやられたら、いろいろ結果が出てきますよね。それに対してある程度努力が認められたか、今後とも一層の努力をこういうところでしてもらいたいというような意見書をきつく執行部の方に申し入れられたかどうか、もう1回そこをお願いします。

○議長（原田）代表監査委員。

○代表監査委員（丹京）状況について執行部の方へ申し入れたかということでございますが、特段これということで申し入れはしてはおりませんが、収支状況がかなり向上はし

ておりますので、今後も努力されたいということで、監査の結果の公表のときに話しております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。私は執行部の方にお尋ねいたしますが、まず歳入の問題で、町税が1億円ぐらい増えておるんですね。説明では、定率減税の縮小と老年者控除の廃止等によるというので1億何ぼ、率が11.2%上がっておるんですね。それで、納税者、これで1人当たりどのぐらいの平均額になるのか。お答えできなければ、特別委員会を後ほどつくられると思いますが、そこで回答をしていただきたい。これが1点。

もう1点は、財政力指数の問題で、年々指数の数値が上がって1に近いところまで来ておるわけですね。今朝の行政報告の中でも、府中町が不交付団体となるという。私が心配するのは、海田町も今の法のもとでいろいろやりくりされて、その数値が変更になって海田町も不交付団体に、今までにも何回かなるのではないかなという、そういう雰囲気といいますか、そういう答弁もいただいたことがあるんですが、喜んでいいのか悲しんでいいのかよくわかりませんが、1つの例として、府中町が福祉事務所の持ち出しが4億円というような話も聞いておりますが、海田町もこうした状況に行く推移にあるのかどうか。また、あれば、悪いことばかりはないと思うけれども、例えばそういう弊害、どういう影響を与えるのか、お尋ねするわけです。それが2点。

それから、3点目は公債費の比率の問題。合併を前提として駆け込み事業をやったために、かなりの予算がこれに充てられて、公債費の比率のそういうピーク時が、私の記憶では20年から23年ぐらいではないかというように思うんですが、ここを乗り切れば、今の情勢のもと、投資的経費が今は7億ぐらいですけれども、この推移がどうなっていくのか心配なので、お尋ねいたします。

それからもう1点、公債費の問題です。町の残高123億というのがありましたけれども、下水道の今の公債費がここに書いていないんですね。監査委員が指摘したのが98億というのがありますが、合わせて200何ぼですね。なぜ下水道でこういうのが説明の中に出てこんのか。今の説明では、事業費と公債費の比率が約半々で、今度はこれを上回るのはないかという懸念を私はするんですが、こういう大きな問題について、成果の中のウエートとして我々が構えて予算を審議したり判断するのにやっぱり必要ではないかと思うんですが、この点について答弁をいただきたいというように思います。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉） 1人当たりの納税額につきましては持ち合わせておりませんので、委員会の方で報告させていただきます。

○議長（原田） 財政課長。

○財政課長（臼井） それでは、2点目の財政力指数が1に近づいてきているという部分で、不交付の時期がどうかというふうなご質問でございますが、従前から申し上げてまいるとおり、不交付になるのが当初は21年、22年ぐらいをとというふうな話をしておりましたが、最近の動向、今の交付税制度のあり方等がだんだん明らかになってきた段階では、今推計をしている、今後の税収の伸び等にもよるんですが、二十七、八年、20年代の後半ぐらいになるのではないかとというふうには思っております。ただし、これも税収の伸び等によって若干くるいが生じてこようと思いますので、今の見込みではそういったところではないかとというふうに考えております。

それから、公債費の推移につきましては、先ほど議員がご指摘のとおり、20年、21年ぐらいをピークにするわけですが、ピークになって、その後下がっていくということではなくて、その額が何年間か続くような状況になろうかと思っております。ですから、山になるのではなくて、そこから横ばい状態が続くのではないかとというふうに考えております。ここらにつきましても、繰り上げ償還であるとか公債費の抑制であるとかというふうなことで、公債費の支出の抑制にも努めてまいりたいと思っております。

それから、下水道特会の起債残高につきまして、確かにこの主要施策の成果の中に記載がないことについては誠に申し訳ないと思います。来年度以降についてはこれを盛り込むようにしたいと思います。なお、18年度末現在の下水道事業特別会計の町債残高は98億8,415万1,000円ぐらいになっております。

○議長（原田） 佐中議員。

○15番（佐中） 十分審議を特別委員会の中でやってもらえと思いますが、先ほどお尋ねした財政力指数の問題です。これの数値がずっと上がってきているわけですね。いろんな計算の方法でこの数字があらわれておるわけですが、我々の数値は、今の定率減税が今度全廃になるし、いろんな形で自主財源が多くなるという方向になってくるんですが、今の法のもとで何にも法が変わらずに上がってきておるのか、それとも法の整備によって、これは地方分権ですね、この法によって数値が上がってきておるのか、その要因なのか、そこら辺を知りたいので。そうでなかったら、例えばさっき言いました福祉事務所のような、持ち出しががぼっとあって、むしろ不交付団体にならん方が県が面倒

を見てくれる、国が面倒を見てくれるような状況が発生するので、そこら辺はやむを得んのかどうかという、その判断を私はしかねるんです。その説明を求めたいと思うんですが、どうですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）財政力指数が高くなっている主な要因につきましては、どちらにいたしましても税収の増という部分が大きなウエートを占めるんだと思います。これにつきましては、三位一体の改革に伴う税源移譲等、あるいは定率減税の廃止といったところの増の部分と、景気の回復による法人町民税の増というふうなところでの税収増という部分が大きな要因を占めるのであろうと思います。ただし、この景気状況であるとか、三位一体の改革の税源移譲につきましては、一応平成19年度で終了というふうな形になりますが、今度はそれに伴う譲与税とかそういった部分での減額、差引きがございますので、一概に言えないところがあるかと思います。ただ、今、財政力指数が上がってきているという部分については税収の増が大きな要因であらうかと考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

○6番（桑原）2点ほどお願いします。執行部の方をお願いしたいんですけれども、公債費比率が異常に上がっているわけです。これはここの算式から見て原因は何だとお考えでしょうか。それと、以前、18年度の見込みが15.9という、実質公債費比率ですね、その関係があったんですけれども、決算ではこれの見込みがどれぐらいになるのか。それともう1点は、今、財政力指数の話が出ましたが、経常収支比率、弾力性の問題ですけれども、これを見ますと、公債費が上がっているから、実際は義務的経費が増えていることになっているんですよね。民生費も増えているわけです。要するに固定費的なものが増えているわけです。それなのに経常収支比率は上がっているわけです。これは何が原因だと思いますか。私は公債費の額がかなり影響しているんだと思うんですけれども、財政当局としてはどのようにお考えですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、公債費比率につきましては、「主要施策の成果に関する説明書」の58ページの方に載せております。公債費比率につきましては18年度決算で16.1となっております。それと、公債費が上がってきた要因につきましては、当然公債費として支払う償還額が増えたことによる増でございます。それから、実質公債費比率につきましては、18年度決算ベースで、同じく「主要施策の成果に関する説明書」に載せてお

りますが、実質公債費比率の18年度の数値は13.0でございます。それから、同じく「主要施策の成果に関する説明書」の60ページでございます。経常収支比率につきましては、18年度は83.0という数字となっております。17年度が86.8ですから、若干下がってきているという状況でございます。これの大きな要因につきましては、税収とか交付税とか、そういったところの増額による一般財源が増えたことによる経常収支比率の減だと考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）ということは、義務的経費が上がっているんですね。民生費も上がっている。上がるということは、弾力性がどうなんですか、下がることじゃないの。その辺はどうなんだろうかという疑問なんです。

それと、今、公債費比率が随分上がったのは、要するにこの式で見ると、分母が、元利償還金額が括弧内の額よりもかなり大きく増えているということなんですかね。この算式から、何が要因になっているかを知りたいわけです。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）公債費比率が上がった原因でございますけれども、これは地域福祉基金を取り崩して福祉センターの起債の繰り上げ償還に充てたがために公債費の額が上がって、その比率が上がったというものでございます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）弾力性の問題でございますが、弾力性を示す指数として経常収支比率というのがございます。ですから、先ほども申しましたとおり、17年度に比べて18年度は若干落ちているというふうなところで、弾力性が出てきたというふうな話なんです、確かに数字的には落ちているんですが、議員ご指摘のように、公債費であるとか扶助費であるとか、義務的経費部分が出てきておると。今回はたまたま、分母であります歳入の方の一般財源の数字が膨らんだということによる減といいますか、数字がよくなった原因だと思います。これが、だから、このまま続くのかということについては、19年度以降についてはこのまま下がり続けるということではなく、反対に上がってくるのではないかというふうには考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）今の部長の回答は、公債費比率はこの算式を見てくださいよ。これは何が原因なんですかと言っているんです。福祉センターのどうだのこうだのと、そんな話じ

やないんですよ。マイナス要因の方が元利償還金額よりも大きいと小さくなるはずだけれども、逆だったら大きくなっているわけでしょう。何が原因で増えているんですかと。こんなに大きく、1.9。それを言っているわけです。ここにちゃんと算式が詳しく書いてあるんだから、どれが増えたから、どれが減ったからというように説明してくださいと言っているわけです。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほど部長の方から説明がありましたが、「主要施策の成果に関する説明書」の59ページでございますが、公債費比率の推移のところに計算式を載せております。その数字は何かというのをその下に説明させていただいています。先ほど部長の説明の中で1点訂正させていただきたいと思いますが、元利償還金、今の地域福祉基金による繰り上げ償還を行ったという部分でございますが、繰り上げ償還につきましてはこの公債費比率の計数に入れ込みませんので、繰り上げ償還を除いた元利償還金ということで考えていただきたいと思います。それで、これの要因につきましては確かに元利償還金につきまして、そこにも出ておりますとおり、17年度と18年度を比較すれば2億円近く増になっておるという部分がございますので、これが大きな原因であるというふうに思っております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第6、認定第2号、平成18年度海田町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）認定第2号、平成18年度海田町水道事業会計決算の認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成18年度海田町水道事業収入支出決算を別冊監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。平成18年度の収益的収支につきましては、事業収益は税抜きで4億2,976万円、事業費用は税抜きで3億9,623万円となり、収支差引きでは3,353万円の純利益を生じております。また、資本的収支につきましては、資本的収入は1,411万円、資本的支出は2億390万円となっております。決算の内容につきましては担当者から説明いたしますので、ご審議いただくようお願いいたします。

○議長（原田）参事。

○参事（新浜）それでは、認定第2号、平成18年度海田町水道事業会計決算につきましてご説明申し上げます。お手元の「決算報告書」の18ページをもとに概要を説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

総括事項でございますが、人口動態の変化や節水機器の普及等によりまして、18年度も水需要そのものが落ち込んでおりますが、安全でおいしい水の供給や災害に強い水道づくりに努めてまいりました。また、コンビニエンスストアでの水道料金等の収納を開始し、納付される方の利便性の向上を図りました。財政面につきましては、給水量の減少によりまして水道料金収入が前年度に比べ減収になったことで、純利益も減少となっております。

次に、給水状況でございますが、年間総配水量は350万5,369立方メートル、年間有収水量は320万9,107立方メートルで、前年度に比べまして年間総配水量は11万5,036立方メートル、3.2%、年間有収水量は5万8,289立方メートル、1.8%の減少となりました。

続きまして、建設改良事業でございますが、配水設備工事といたしましては、配水管の新設2件、老朽管の布設替3件、下水道工事に伴う移設工事6件、配水管等の復旧工事6件、仮設工事が3件を実施いたしました。そのほか、三迫増圧ポンプ所の受水槽の取りかえを行いました。浄水設備工事といたしましては、国信浄水場の防犯カメラの設置、ろ過池洗浄コントロールユニットの取りかえ等を行いました。また、蟹原浄水場の浄水池流入管の布設替及び国信浄水場ほか2カ所の水質計器の取りかえ等を行い、送水設備工事といたしましては、送配水管の布設替を行い、建設改良の総事業費は前年度とほぼ同額の1億5,171万円となりました。

次に、財政状況につきましては、事業収益4億2,976万円で、前年度に比較して1,748万円、3.9%の減収となりました。一方、事業費用につきましては3億9,623万円で、前年度に比較して302万円、0.8%の減額となりました。以上の結果、収支差引き3,353万円の純利益を生じております。資本的収支につきましては、収入総額1,411万円に対しまして支出総額は2億390万円で、差引き不足額1億8,979万円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

簡単ではございますが、以上で平成18年度水道事業会計決算につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。平成18年度海田町水道事業会計決算についても、

去る6月28日、監査委員が決算審査を行っています。お手元に配付しております平成18年度公営企業会計決算審査意見書でございます。この際、代表監査委員から審査結果の概要報告をお願いいたしたいと思います。代表監査委員、丹京さん。

○代表監査委員（丹京） それでは、先に町長に提出しました平成18年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げます。

審査は、6月28日に実施いたしました。審査に当たっては、決算書類の計数が正確であるか、財政諸表が経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動が経済性を発揮して行われているかなどの点に主眼を置き、決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合・確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、既に行いました監査・検査の結果も参考にして慎重に行ったところでございます。その結果、決算書類及び附属書類は計数が正確で、財政諸表は経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。引続き、企業意識の高揚を図り、施設の運用管理面における諸経費の節減について一層努力し、効率的な経営に努め、計画的に事業を進めていく必要があると考えるところでございます。以上、簡単でございますが、審査の概略を申し上げます。詳細につきましては意見書をご覧くださいまして、決算認定の参考にしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（原田） 以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。水道事業会計決算の認定につきましても、例年のとおり、決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場をお願いをしたいと思います。それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 日程第7、認定第3号、平成18年度海田地区消防組合一般会計決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 認定第3号、平成18年度海田地区消防組合一般会計決算の認定について。

平成19年3月31日をもって海田地区消防組合が解散したことに伴い、平成18年度海田地区消防組合一般会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。提出に当たり、平成18年度決算収支の概要を報告いたします。平成18年度海田地区消防組合一般会計決算額は、歳入総額16億8,700万7,000円、歳出総額

16億6,147万1,000円で、実質収支額は2,553万6,000円の黒字となりました。決算の内容につきましては担当者に説明させるとともに、決算書及び「主要施策の成果に関する説明書」を提出しておりますので、ご審議いただき、認定いただきますようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井） それでは、海田地区消防組合一般会計決算の内容につきまして「平成18年度主要施策の成果に関する説明書」によりご説明いたします。「平成18年度主要施策の成果に関する説明書」の4ページをお開きください。歳入の状況でございますが、歳入総額は16億8,700万7,000円となっています。主な内容につきましては、分担金及び負担金が16億6,821万8,000円、繰越金が1,497万円となっております。歳出の状況でございますが、歳出総額は16億6,147万1,000円となっています。主な内容につきましては、消防費が16億1,257万3,000円、公債費が4,363万円となっています。なお、決算剰余金2,553万6,000円につきましては広島市へ引き継がれております。以上、簡単でございますが、平成18年度海田地区消防組合一般会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。平成18年度海田地区消防組合一般会計決算についても、去る7月27日、監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成18年度海田地区消防組合一般会計決算審査意見書でございます。この際、代表監査委員から審査結果の概要報告をお願いいたしたいと思います。代表監査委員、丹京さん。

○代表監査委員（丹京） それでは、先に町長に提出いたしました平成18年度海田地区消防組合一般会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げます。

この決算審査は、平成19年3月31日をもって海田地区消防組合が解散されたことに伴い、当該組合の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間における決算を、海田地区消防組規約第12条に規定する協議により、海田町が審査するものとしたことから、海田地区消防組合管理者により海田町監査委員の審査に付されたものでございます。審査は、7月27日に海田地区消防組合一般会計歳入歳出決算を対象として実施いたしました。海田地区消防組合管理者から送付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿等と照合することにより審査を実施いたしました。いず

れも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数は、関係諸帳簿等と符合して正確であると認められました。平成19年4月1日から広島市に消防事務の事務委託が行われているところですが、今後とも相互に連携を密にし、消防事務の適正な管理及び執行により、地域の安全と安心の確保について、なお一層努められることを望むところでございます。以上、簡単でございますが、審査の概略を申し上げました。詳細につきましては意見書をご覧いただき、決算認定の参考にしていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（原田）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。海田地区消防組合一般会計決算の認定につきましても、決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場をお願いをいたしたいと思っております。それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）簡単なことですが、お尋ねいたします。執行部の方です。町消防組合の庁舎ができて40年近くになるんですね。恐らく耐震の問題とか、あるいは庁舎の建替えという問題で財産の、処分ではないけれども、そういう問題についてはどういう取り決め、さっき数字が何分の何ぼというのがありましたが、その案分で費用負担をしていく方向になるのかどうか、これが1点。

もう一つは、決算を海田町に委託というんですか、されておるんですが、町長名義で出されておるんですね。各市町も同じものが各自治体の中でやられておるのかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）いわゆる建物の建替え等特別の事情が生ずるものにつきましては、その都度案分率は考えるということでございます。

それと、今の各市町における議案の提出でございますが、これは昨年の9月議会で決算につきましては本町で行うという議決を事務組合すべての構成町でしております。したがって、本町でのみに提案をしております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

この際、認定第1号、平成18年度決算の認定、認定第2号、平成18年度海田町水道事

業会計決算の認定及び認定第3号、平成18年度海田地区消防組合一般会計決算の認定につきましては、議長より発議をしたいと思います。本件につきましては、議員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中といえども審議し得ることといたしたいと思います。

なお、委員の指名につきましては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、本件は、議員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決します。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員については、委員会条例第5条の規定により、1番久留島議員、3番岡田議員、5番渡辺議員、7番多田議員、11番河野議員、13番前田議員、14番住吉議員、以上7名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、そのように決します。

この際、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長・副委員長互選のため、暫時休憩いたします。委員の皆さんは委員会室にお集まりください。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前11時28分 休憩

午前11時37分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ただいま決算審査特別委員会の委員長・副委員長の互選が行われましたので、その結果についてご報告いたします。委員長に前田議員、副委員長に多田議員と決しております。以上で平成18年度決算の認定についてを終わります。

先ほど西山議員から質疑がありました答弁が残っておりますので、都市整備課長より発言を許します。都市整備課長。

○都市整備課長（久保）先ほどの開発公社の残余財産の件でございますが、前回の資料にありますように、18年度末の金額が1億5,270万7,206円となっておりますが、先ほどご説明申し上げましたように、4月1日から7月10日までの間に11万8,800円使用してお

ります。それで、解散時7月10日時点で1億5,058万8,406円となっております。それと、解散及び清算の諸経費といたしまして、前回の資料にもありますように、解散公告費を10万円とっておりますが、これが9万9,810円、公租公課費が5万円を予定しておりますが、町民税、町民法人税、法人県民税合わせて、これは3カ月分ということで、これが1万7,700円ということになっております。それで、その他管理費を9万円予定しておりますが、このうち現在人件費並びに事務費で1万2,500円を支出しております。そういうことで、差引き残余財産の見込みが、今、清算諸経費を入れましておおよそ1億5,238万円程度になるのではなかろうかと、現在のところ、そのように見込んでおります。

○議長（原田）それでは、暫時休憩いたします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前 11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第8、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。14番、住吉議員。

○14番（住吉）14番、住吉でございます。3問ほど質問いたします。

そのうちの1点は、瀬野川河口の高潮対策について質問いたします。瀬野川河口の左岸には15社ないし16社の小規模の工場並びに運送会社がありますが、長年にわたって、高潮満潮時に大雨が重なると浸水の被害を繰り返しております。瀬野川は、ご承知のとおり県知事管理でございますので、県も財政難の折、容易に解決するのは無理かなというふうに考えておりましたが、ここに来て県の動きがあるとの情報を得まして、現地の経営者の方を訪ねて現状を把握し、町の建設部長より詳細な情報を得た後、県の広島地域事務所の建設局、都市建設課を訪ねました。そこで今後の見通しについて確認しましたところ、県は前向きに取り組んで早急に解決の可能性があるというふうに判断いたしました。細かく申しますと、来年度の予算に補助をつけるというふうな発言がございました。ここからは町長の出番じゃろうと思うんです。平素の積極性をひとつ発揮されまして、早期に解決のご尽力をいただきたいと思いますと考えますが、いかがお取り組みになりますか、お尋ねいたします。

それから、2番目は学校給食の食材の安全管理についてでございます。これは非常に最近いろんな問題が起きておりますけれども、香川県の丸亀市では学校給食用の食肉を、オーストラリア産を国産と偽って納入した不正事件が起こっております。最近では食肉に限らず魚介類や野菜なども基準値以上の薬品などを使用した安いものが中国などから輸入されております。これらが給食用に混入されるおそれがゼロとは言えません。特に抗生物質あるいは抗菌剤等の使用を見破るにはDNA検査等が必要で、高いコストがかかります。高くついても、町としては子どもたちの食の安全・安心のため、この問題を放置するわけにはいかないと考えます。この点をいかにお取り組みになるか、お尋ねいたします。

3番目は、児童の見守りボランティアの心を大切にせよということを上げておりますが、先般、ある学校の児童見守りボランティアの方より、児童の保護者より「あなたたちは日当を幾らもらっておるのか」というふうな発言があったと。全く悔しくて情けない限りである、むなしいということを申しておられました。何とかならないかという申し出がありましたので、恐らく町内でそのような誤解があるだろうというふうに考えまして、「広報かいた」に掲載していただいて解決を図っていただきたいということから、教育委員会の学校教育課長にお願いしましたところ、7月号には間に合わないから、8月号に載せましょうということでしたが、残念ながら、私が期待しておりましたような記事ではありませんで、何を間違ったのか知りませんが、「ボランティア募集」というふうな記事を載せてあります。私が考えますのに、なぜ、このボランティアについては一切日当も報酬も払っておりませんということを書けられなかったのかなというふうに、私も非常に残念に思います。児童の見守りにつきましては私はまだ4年ぐらい続けておりますが、保護者の方はやっぱり勤務の関係とか何かがあって、極めて少ないんです。ほとんどが高齢者のボランティアがやっておるという状況なんです。そのボランティアの気持ちを大切にすべきじゃないかというふうに思います。特にこの猛暑の時期は、午後3時とか4時に出るんですが、年寄りには本当に身にこたえるというふうに考えます。ここらのところをどのようにお考えなのか。それで、今回「広報かいた」に載せられたのをどのように訂正されるかどうかということ、今後この問題にどのように取り組んでいかれるのかということについてお尋ねいたします。終わります。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問の1点目については私から、2点目、3点目については教

育委員会から答弁をいたします。

瀬野川河口の高潮対策についての質問でございますが、工事の実施計画がまとまりましたので、9月20日に広島県と海田町合同で地元に対して工法や今後の事業の進め方について説明会を開催いたします。事業協力が得られましたら、本年度は河川敷の境界確定及び建物調査を実施し、来年度以降工事着工する予定でございます。今後とも、早期に高潮による浸水被害がなくなるよう、広島県に対して要望してまいります。

それでは、2点目、3点目につきましては教育委員会から答弁しますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）学校給食の食材の安全管理についてお答えします。現在、遺伝子組み換え食品や輸入食品から残留農薬の検出など、食の安全についていろいろな問題が提起されているところでございます。学校では、子どもたちが安全で安心できる学校給食を提供するために、使用する食肉や野菜などの食材は地元の商店から、できるだけ地元産など国内生産品を購入しております。このことから、商店からの食材購入に際して、各学校の栄養士は食の安全・安心という観点から細心の注意を払っているところでございます。今後も引続き、各学校の栄養士の食品に対する知識の向上を図るとともに、安全で安心な食材の確保に努めてまいりたいと考えております。なお、ご指摘のような食品遺伝子検査については学校現場で特に現在のところは考えておりません。

ボランティアについてでございますが、まず初めに、子どもたちが安全で安心して登下校していることに対し、ボランティア活動に参加していただいております地域の皆さんに、この場をおかりして厚くお礼を申し上げたいと思います。子どもたちのために見守りボランティア活動に参加していただいている方々に対し、心ない言動があったことは、誠に遺憾なことでございます。申すまでもなく、ボランティア活動は強制ではなく自発的な意思に基づいて行う社会貢献活動であると認識されていることから、ボランティア活動について無報酬であることはあえて広報で触れませんでした。今後は、ボランティア活動の意義や重要性などを広く啓発してまいりたいと考えております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）一問一答でいきます。まず、瀬野川河口の高潮対策につきましてですが、町長も十分ご承知のことと思うんですが、若干問題点があります。堤防敷地の問題で、これは県の地域事務所が申すのには、企業100%の方が了解してくれないと工事はでき

ないんだと。せっかく予算がついておるんだけど、一軒でもわしはだめだというふうなことがあると、その間が切れますので、それでは工事はできないと。どこか切れておったら、そこから水が入るんだということを言うておりますので、この点をひとつ100%その企業の了解がとれるように町長の方でしっかりご尽力をお願いしたいと思いますが、その点は大丈夫ですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今ご指摘のように、私も何回か現地へ行ってみて、この間の高潮の関係のときにも場所を見たり確認しております。言い方は悪いけれども、違法建物とか、違法なものを置いておるといのも確認しております。ですから、せっかくやっていただくのに、皆さんが満足な形で工事をやっていただかんと、また後からいろんな支障が来ると思いますので、ぜひ地元の企業の方、地権者の方をしっかりと説得できるように努力いたしたいと思います。また、昨日も県会議員と県の幹部との、地域ではいろんな要望活動がございまして、私と原田議長と一緒にこの問題も含めてお願いしていますので、できるだけ早く早期に頑張っってやっていきたい、このように思っております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）早期にやっていただけるようにひとつお願いします。一軒でも了解がとれなければ、また何十年も先でないと工事ができないということになりかねませんので、お願いしておきます。

2番目の学校給食の安全につきましては、若干物足りんところがあって不満に思うんですが、地元の商店の方を信用せんわけではありませんけれども、やはり地元の商店の方でも、今の丸亀の食肉の問題は結果的には安全の問題では大したことはないんです。オーストラリア産を入れたんですがね。あれは安いんですね。キロで800円ぐらいのものを国産で入れれば1,300円だということで、かなりの何トンという量のものを丸亀市の学校に納入しておるんです。それでもうけておるんですが、アメリカ産よりもオーストラリア産の方が日本は信頼しておるんです。だけれども、そういうもうけのために悪い肉を納入しても困るし、魚介類も中国産がどんどん入ってきています。これは商店がやっぱり入れてくるんですが、そこらを見破るというよりか、そこらの検査をどうするのかということ。何期か前に私は納入検査をしておるのかと質問したことがあるんですが、どうも十分ではないような回答がそのときはあったんですが、今でも、魚介類も野菜も本当は、中国産が安いから、仕入れるときにどこから回って中国産が入ってくる

かわからん状況です。地元の人が地元の野菜を購入してぴたっと入れてくれればいいけれども、それを簡単に信用し切っておって大丈夫なのかということが1つあるんです。そこらをどのように検査されるかということをまず1つ聞きましょう。野菜、魚介類、どこからどういうものが入ってくるかわからんですよ。しっかり納入検査をどういう状況でやっていくのか、どうすればいいのか、どのように考えておるのかということをもまずお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）要するに学校現場で食品検査をどうするかということだろうと思います。

現在商店等で扱っておりますのは、ご承知のように、厚生労働省関係で検査をしてマル適になったもの、また、県であえてそれにつけ加えて検査をしたものを商行為としてスーパー等いろんな商店を通して扱っているわけです。これに持っていってもう一つ町で検査をするかということになるわけですが、経済的にもかなりの予算を要します。ただ単に、この検査をやるとなると、納入されたものだけの検査ということにはとどまりません。町で、それじゃ、学校だけよければいいかというわけにはいきませんので、もうちょっと大きな規模で、食品衛生班でも何人かノウハウのある人を雇用して、それなりの設備を整えてやるというのは、なかなかそこまでは我々の方では考えにくい。現在やっておりますのは、流通過程から入ってくるラベル等をチェックするぐらいのところでございます。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）そういうところがちょっと物足りんと思うんです。そういう若干でも変な薬品等が入ったものを長期間にわたって子どもたちに食べさすということは大きな問題ですから、そこをしっかりと考えていただかにゃいかん。私が言いたいのは、牛肉等は今言ったような遺伝子の検査をしなきゃいかんというんですが、1回当たり5万円から10万円ぐらいでできるというんですね。期間も結構かかる。でも、県がやってくれるんだから、国の機関で検査してくれるんだから、任せておきゃいいんだというふうな体制ではまずいと思うんです。やっぱり町として、使う、使わんは別として、5万や10万のものじゃったら何回かの分の予算を組んで検査をする体制をしっかりと整えておくということが、不良製品を入れない予防処置になるんじゃないですか。全然町じゃできないよというてほうっておいたら、どこから入ってくるかわかりませんよ。それは町の業者の人は悪いのを入れようと思わんかもわからんけれども、だけれども、完全に信頼し切る

わけにはいかんと思うんです。その場合に体制を整えて予算化して、年に何回か検査の予定を組むよというふうな体制を整えておいて初めて予防処置になると思うんです。何もできないからというて投げてしまったら、それはどうしようもないと思うんです。そこのところの考え方がどうも甘いと思うんです。それをどういうふうを考えるか。そんなことじゃ許せんよ。検査も全然しない、町は知らないよ、お手上げだよというふうなことで子どもにそういう食品を与えるということ自体、私は許せないと思うんです。教育長としてどう思いますか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）議員がおっしゃる検査はどういう検査なんでしょうか。我々が知る限りではすごい項目があるんです。これらをすべて学校現場でチェックするというのは到底無理な話なんです。検査項目はどの検査なんでしょうか。遺伝子関係も全部含むと、到底役場の職員ぐらいじゃ足りないぐらいの研究機関も要りますし、設備も要るんです。例えばどういう検査なんでしょうか。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）今のは、この議会では執行部から質問するようになっておらんのです。あなたが言うような考え方じゃ困るというのは、全部を検査せいというわけじゃないんだ。引き抜き検査でもいいから、そういう体制を整えておかにやだめだということを私は言っておるんです。教育長がそんな考えじゃったら、全然検査はお手上げじゃないですか。どんなものを食わしていいのかということになる。毎日検査するとか、入れるたびに納入検査をするというわけにはいかんと思う。だけれども、チェックをして、引き抜き検査というか、そういうものをやりますよという姿勢でも、そういう態度を見せなければだめだということを言っておるんです。どうなんですか。全然やらんのかいな、あんた。そんなものに子どもを任せられるかな。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）おっしゃることはわかるんですが、検査の項目なんです。引き抜いてやるのは当然やるわけですが、引き抜いたものの何をチェックするかということなんです。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）だから、そんな考えじゃだめじゃと言うのよ。検査をするのは町の職員じゃなしに専門家を連れてきてやらないといけんことだからね、食肉なんかは。だから、そういうのは教育長の方で考えて。どこか検査する業者もあるでしょう。それをやるの

があんたの仕事じゃないか。私がどういうことをやるかと言うんじゃないしに、教育委員会の仕事じゃないの。子どもにそういう食べ物を食べさすというのは、全然放置してしまうんじゃない。だから、検査をやりますよという体制を整えなさいということをおっしゃる。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）検査しようと思ったら、項目がすごい項目があるんです。ですから、それをやる体制を整えるとなると、ここですぐやりますと言うような予算ではないんです。ですから、ここで軽々しく、はい、やりますと言うわけにはいかんのです。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）抜き打ちでも何でもいいが、そういう体制を整えるために検討はしますというように、検討という言葉は嫌いだけれども、そういうことを考えていきますという姿勢がなければだめだよ。全然頭から、やりようがないからやりませんというのでは、この問題は片がつかん。いろいろ押し問答をやってもしょうがないから。そういう態度がいかんと思う。それは何百項目か何千項目かあるかもわからん。そのうちの何と何をどこに頼んでやろうかということの、まずそういう検討・研究をしてみる必要があるんじゃないか。頭から、全然できません、何をやるんですかというようなことではだめだということを言いたい。そのことは終わり。今の問題は、学校給食はそういう姿勢でもって臨んでもらわなければ、子どもにちゃんとしたものを食べさせてくれにやいかんのだから、それは教育長の方でしっかり勉強して。勉強が不十分だよ。やりにやいかん。

児童の見守りについて、どうもこれも、お世話になっております、感謝しますというのでは困るのでね。これを持ってきておるんだが、一切その感謝しますというて書いておらん。ボランティアを募集しますというて書いてあるんです。私はボランティア募集ということをお願いじゃない。その中でやっぱり町民の皆さんに、本当に一銭も払っていませんよ、日当も報酬もお払いしていませんよということをはっきりわかるように、これに載せてくれるなら載せてくれるで、やってくれることが大切だということを言いたい。私が言いたいのは、この暑い時期に、本当に暑いんです、3時ごろ出て、それをやっておるのに、「あんたら、日当何ぼもろうておるんか」というようなことを言われたら本当に腹が立つ。私のところも去年あったんです。お年寄りのご婦人が2人おられるところで、それは子どもが言うたんです。どんなことを言ったかというのと、

「もう少し、ばらばら帰らんと早く帰りなさい」と言うたら「あんたら、遅うまで仕事をしておりゃ金をようけもらうんじゃないや」と言う。本当に情けなくてたまらんといいことをおっしゃった。私はすぐ校長に言って、子どもにはそういう教育を徹底しなさいと。銭をもらってやっておるんじゃないということをはっきり言いなさいと。それからもう一つは、みずから文書をつくってその地域に配ったんです。ところが、教育委員会が学校安全ボランティア募集というて書いておる。そんなことで通じるわけないね。本当に広報というものは町民の皆さんに知ってほしいことを載せるんだけど、その目的にかなった記事の内容、見出しをわかりやすく、読んでもらうように書かなければ広報の意味がない、目的を達成できんのじゃ。一つもそのことを書いておらんよ。それで、私は7月のがおくれるというたときに、8月になってからちゃんと載せるんじゃないやと言うたら、載せますと言ったけれども、そんな詳しいことは載せられないというようなことを話したので、それじゃだめだと言うたんです。保護者の方にもそんなことは言えないというふうな考え方が教育課長にあったんです。そんなことじゃだめなんですよ。やっぱりはっきりと、ボランティアの人にはそういうことを差し上げていない、本当のボランティアなんだということを町民の皆さんにわかってもらうような広報を出さなきゃだめですよ。これはどうですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）先にお答えしましたとおり、ボランティアの意義とか真の目的とか、そういうことを広く皆さんに周知するように広報の係へ送りたいと思います。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）もう1回載せかえるのか。もう1回そういうことを広報に載せるんじゃない。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）内容についてはいろんな方法がありますので、シリーズでボランティアを取り上げるとか、いろんなことがありますので、そこらはよく吟味して、皆さんに広く理解をいただけるように、今から広報に載せるように準備をいたします。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）さっきも言ったように、保護者の方に遠慮することは全然ないと思うんだ、気を使うことはね。保護者よりも高齢者の方がこのボランティアへ10倍も20倍も出ている。私が見て歩いて、保護者はごくわずかなんです。東とか南の小学校は物すごい

出ておられますけれども、それはほとんど高齢者のボランティアがやっておられるわけです。保護者はほとんどごく一部なんです。だから、その保護者に気を使って、そんなことは載せられないということを課長は言っておられましたけれども、そうじゃなしに、はっきりそういうことを書いてもらって結構だと思うんです。

それから、ついでに話しておきますが、このことは話すまいと思ったけれども、私は議会広報の委員長を6年ほどやったんです。その間に委員の皆さんに非常に厳しい無理を言って、読んでももらえない広報は紙くずだということを毎回お願いしたんです。それで、結果的には県の広報コンクールで6年間ずっと優秀賞か、そういう賞をもらっておるんです。今の議員の休憩室へ行ってみてください。トロフィーとか盾がざっと並んでおるから。額もある。全国コンクールも入賞しています。それは、常に私が言ったのは見出しの問題、内容の問題。本当に読んでもらわんものは紙くずなんです。こんなことを書いて、目的はボランティアが本当にボランティアでやっておるということをわかってもらうために載せたんじゃないら、こんなものは紙くずなんです。意味をなさん。目的を達していない。そういう気持ちでこれはつくっていただきたいと思うんです。ついでに言うておくけれども、町の広報は見出しが悪いですよ。小さな文字でグリーンの小さなのを載せておる。これは黒でいいんだ。見出しはもっと大きくして目立つようにする。そうしないと、見る気がせん。見る気のしないようなものは読んでももらえないし、広報をつくった意味がない。ということで、これはもっと研究してほしいと思う。そんなことをあわせて、はっきりとよくわかるように広報に載せてください。終わります。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）広報の編集につきましては、ご指摘のいろいろご意見もございまして、これは担当者も随分研究をしておりますけれども、なお一層努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（原田）次へ参ります。12番、崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。大きく3点ほど質問いたしますので、よろしく。

1番目、町の職員について。町民からのいろいろと相談や希望などがある場合に十分な説明ができていないと聞くが、もう少し詳しくわかりやすく対応すべきと思いますが、このようなことは全般的にどの課にも言えることと思いますが、どのようなお考えか、問うものでございます。

2 番目に、水道工事の官民の対応についてでございますが、海田町ではメーターは個人設置となっているが、水売るのだから、メーターまでの維持管理をするのは海田町と思うが、どのように思われるか、問うものでございます。

第3番目に、庁舎移転候補地についてでございますが、庁舎移転については、住民が利用しやすく、町全域の中心付近がよいと思いますが、どのような考えか、問うものでございます。また、このたび言われた候補地について、優先候補地と位置づけをされましたが、何を参考に検討されたか、問うものでございます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問に答弁いたします。

まず、町の職員についての質問でございますが、職員に対しましては常々、自分の担当する事務はもちろんのこと、課内の他の事務につきましても的確な対応をするよう指示をしております。今後も、迅速かつ正確な対応ができるよう、また、担当者が不在の場合も他の職員が対応できるよう、職員研修等を行いながら、町民にとってわかりやすい行政サービスを行いたいと考えております。

水道工事の官民の対応についての質問でございますが、公道に埋設してある配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具、いわゆる給水装置につきましては、その需要者が費用を負担して設置し、管理するものであり、その所有は需要者に属するものでございます。しかし、本町では、公道に埋設してある給水管について私人が管理することは困難であり、漏水による重大な事故などの責任を私人に負わせるのは適切でないと判断していることから、配水管から官民境界までは町が維持管理を行っております。県内では広島市と福山市の2団体が、漏水による2次災害の未然防止及び有収率の向上のため、維持管理の範囲を水道メーターまで拡大しておりますが、本町の水道事業も全国的な傾向と同じく、水道施設の大量更新期を迎えている一方、給水収益の伸びは期待できないという、財政的に非常に厳しい状況にあり、経費の削減に全力で取り組んでいるところでございます。崎本議員ご指摘の町の維持管理の範囲の拡大につきましては、現時点では慎重にならざるを得ないと思っております。

次に、庁舎移転候補地についての質問でございますが、先の全員協議会で説明しましたように、現庁舎隣接地東、町営プール跡地、海田市駅南口東街区の3カ所の候補地について、町内部で位置、概算事業費、まちづくりへの効果や増収効果等、いろいろな角度から総合的な評価を行った結果、町営プール跡地及び駅南口東街区の2カ所を候補地

として絞り込んだものでございます。ただ、まちづくりの観点や経済効果など、将来の本町の発展を考えた場合には駅南口東街区が最適ではないかとの私の考えを全員協議会の冒頭で述べたもので、駅南口東街区に決めたというものではございません。先の全員協議会の趣旨は、これから議員の皆様と一緒に、庁舎の移転先を決定するための議論を行っていくに当たり、町内部での検討結果を説明しただけでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）1番目からいきます。町の職員の問題。町長が言われるのは当たり前のことであって、私が言うのは、やって当たり前のことはやって当たり前なんです。だけど、そのやって当たり前のことが町民に詳しく説明できていないから私は言うんです。多分福祉でも建築でも住民課でもいろいろな問題があるのは皆さん知っておるとおりじゃが、それじゃ、まず建設から言いましょうか。権限移譲で建築確認や何じゃかんじゃは今からありますが、建築確認や、それは県が許可しますよ。県の出先で調査は町がするんじゃないんですか。そうでしょう。1,000平米を超したら今の開発工事で何々しなさいという法令があります。それを2つに分けてやりゃ、例えば道を30メートル以下にしたら、ある基準が満たされんでも建築許可がおりると。そういうことを一々やらせておいたらだめじゃないですか。同じ調査するのなら、こういう場合はこういうふうにしてもらわにゃ、海田の将来のためにだめですよというような説明もできるんでしょうが。そこらがなっていないから、詳しく説明してそういうこともきちっと町民にわかりやすくやりなさいということを私は言うておるんです。わかるでしょう、意味が。急勾配のことに対してもそうでしょうが。県の管轄じゃと言うて、県の管轄じゃないんでしょうが。地元の町が調査して、住民にとって危ないこういう箇所がありますよということは、町が調査せんかったら、だれが調査する。県が来て一々調査しますか。そういう親切味がないんでしょう。例えばおたくの裏山が危ないと言われたら、それじゃ、全体の工事の何分の1はおたくが負担してもらうんですよと。危ないから。何分の1ぐらいは負担しますよと。例えば300万かかったら、150万はおたくが負担せにゃいけませんよというように詳しくわかりやすく何で説明ができないのですかということを使うんですよ。福祉は福祉で、いろいろな福祉の手当てがあるんですよ。個人はわからんのです。あるところである息子さんが、たまたま大きな県の課かどこか知らんが、県のそういう担当のあれで詳しくわかるから、海田町はなぜせんかと。いろいろあったことも聞いていますよ。だから、なぜそうわかりやすく詳しく説明がでんかということを使いなすから、

もうちょっと職員は勉強して町民に対して対応ができないかということを私は言うておるんですよ。わかりますか。それに対して答弁をお願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）1点目のいわゆる建築関係等、土木関係も含めてなんですけれども、これにつきましては、議員がご指摘のように、町民に対応するのに当たって町の職員としてできる限りの知識をもって、また、住民の方に安心していただけるように、しっかりと勉強しながら職務に努めていきたいと思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）町長、そのようだから、そこらを十分考慮して職員に、町民に納得いくような説明ができるよう今後とも教育、努力してください。

それじゃ、2点目のを町長は言われますが、私が言うのはそういう観点じゃなしに、町長もわかっておるとおりですが、メーターがあるでしょう。メーターを通したら個人が金を払うんでしょう。メーターを通さんかったら漏水ですよ。その漏水部分がダダー水が漏れておって、これは水が漏れておりますよと言うたら、おたくが直さなきゃいけないと言われたら、関係ないところじゃったら、ほんじゃ、メーターを通っていないけん、町の水じゃから、何ぼ畑へこぼれようがどうしようが、うちは関係ないんですよと言うたら町が損するばかりじゃないんですか。損すると言うたら……。漏水じゃから、メーターを通らん水がダダー流れるんです。そこらを、それじゃ、町の負担がないからというて、ダダーと町の水を流しておってええかというたら、そういう場合は町長はどのように考えられるんですか。それじゃ、本人さんもメーターを通らんから、こぼれる水は自分の金じゃないわけよ。そうしたら、どうもせんと、町の水が漏水で流れるわけよ。そういう場合はどう考えるんですか、町長。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、メーターまで行っていなかったら、何ぼ流れてもそのメーターが上がらにご指摘じゃろうと思うんですが、今言われるケース・バイ・ケースがいろいろ地域によってあるんです。町中の狭いところとか広い、どういうんですかね、そういうことで、海田町が現在今まで何十年こうしていろんな施策をやってきた水道の経過でございますので、今ご指摘のようなことも、恐らくメーターまでそういう漏水があれば、地面が掘れて大きな穴があく問題もあるから、ほうっておけないという状態もございます。そういうことを含めて、じゃ、今すぐにこれをかえるということもなかなか

か即決できませんが、今説明しましたように、市のそういうこともありますので、それらも含めて研究してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）いや、私は研究はいいんですが、町長ご指摘のように、町から来た道路のL型、道路の官民境界がありますね。その水が漏れて、道路が流れて陥没しておるんですよ。そうしたら、民間の今のあれやったら、自分が直して自分がせえやったら、道路はどんどん沈下して、それじゃ、そういう場合はどうするんですか。それじゃ、そのままになる。だから、例えば漏水しておるとか言われたら、私が聞いたところは、ケース・バイ・ケースで、ねじが緩んでおったら、ねじを締めるだけで済むことじゃないんですか。それを、おたくが直すあれじゃからというて、水道からさっささっさかえるというのは、わしもここは極端におかしいと思うんです。それは町のバルブが、ジョイントが緩んでじゃったら、例えば当番の業者を呼んで締めりゃ直すことじゃったら締めてもいいんじゃないんですか。そこらをケース・バイ・ケースで、今の広島市はメーターのところまでは市が責任を持ってやられると。やっぱりそういう場合もあるけん、徐々にそういうふうに見直しつつやればいいことであって、予算的にはそう何億も何百万もかかることじゃないんですよ。だから、ケース・バイ・ケースで、できるところからそういうふうに対策したらいいんじゃないですかということを私は言いたいんです。どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに水とか電気というのは即やらないといけない。町民にいろんな負担をかけたり迷惑をかけると思いますから。現在もそういう形で、漏水したり管がはじけたりしたら、例えば2年ほど前ですか、月見町の方で大きな管が漏水しておったというので、私も夜中に現場を見に行ったことがあるんですが、そういう面につきましても、小さい家庭に入る面につきましても水道課とよく話をしながらその対応を十分にやっていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それじゃ、十分によろしく願います。

3点目の庁舎移転候補地の問題。町長はそのような考えで、それは町長の意見もあるし、皆さんの意見もある。私はとやかく言うんじゃないしに、やっぱり昔の町会議員さんや昔の人から聞いた話やったら、今度建替えるときにはもとの海田市と東海田の中間

のところにやったらどうかというようなことも私は聞いていますが。だから、そういう今からの候補地、町長のこれでも示されているように、いろいろなデメリット、メリットがあるんです。だから、それを検討する場合には同じ土俵の上に上げて同じ資料を提供してもらいたいんです。意味はわかりますか。片方はこれじゃなきゃいけないというような青写真つきでぽんと出されて、片方は、どうやって積算されたか知らんのじゃが、積算までしてあると。そこらが私らに出された資料に対しては不十分だと。同じ出すのなら、同じ積算をして、同じメリット、デメリットを出されたらどうか。私は不公平じゃないと思うんよ。わしはこれがええからというて、138万円の設計費を突っ込んで。それじゃ、海田プールもここへ書いてあるんですよ、一番ええメリットが。ただ、悪いのは、まちづくりの効果が余り見込めませんと。ただ1つのデメリットはそれじゃと。これは町長のあれに書いてあるんです。じゃから、ほかは皆ええんじゃから、それじゃ、これも例えば20階建てなら20階建ての建物を建てて、どういうふうにできるか、それで積算して同じような土俵の上へ上げてから私らに検討してください。それが当たり前のやり方じゃないんですか。パチンコ屋が買いに来たけんどうのこうのと、そういうものは説明になりませんよ。その点に対してどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この庁舎移転の問題は本当に海田町が何十年、今の庁舎にしても40年も50年もかかっておるわけですから、慎重にならざるを得んわけでございまして、先般の全員協議会では、内部でいろんな協議をしたものを皆さんにお示ししたわけで、まだ決定でも何でもございませんで、改めてそういうふうな内部資料の充実したものをまた皆さんの全員協議会で諮って、また、町民の方にも各自治会とかいろんな形にもお諮りしながら、各方面からの意見を吸収しながらやっていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私はどうのこうのと言うんじゃないんです。さっきから言うでしょうが。内部で検討したというても、内部で138万かけて莫大な資料で設計されたんなら、なぜもう一つの候補にも138万を立てて同じ土俵に上げないのですか。内部でやったら何をやってもいいんですか、それじゃ。そうじゃないでしょうが。町民の税金を使うて138万でやるのなら、同じ町民が思っておるもう一つの海田プールの跡も、それじゃ、こういうイメージですという同じ土俵の上に上げなさいというのが私らの意見ですよ。それ

を聞いておるんです。どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは駅前の区画整理の問題と、地権者の方ともいろんなイメージということとでさせていただきましたことなので、これが完全にどうかということで、また踏み込んで、今ご指摘のように、中学校プールの問題も含めていろいろ検討の材料をつくっていききたいと思います。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）20日の全員協議会は区画整理じゃなかったんですよ。庁舎移転候補地についてという全員協議会だったんです。だれが区画整理のことを言うておるんですか。そうじゃないんですか。レジュメを見てみなさいよ。区画整理で私らは全員協議会をやったんじゃないんですよ。庁舎移転候補地について全員協議会をやったから、庁舎移転の全員協議会だから、同じ資料が出てくるんだったら、同じような資料を両方とも出して検討してくださいというのが当たり前じゃないかということを私は言いたいんですよ。その点についてどうですか。もっと詳しく言うてくださいや、はっきり。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）何遍も繰り返すようでございますが、先般の全員協議会では、内部でいろんな調ったことを皆さんに説明したまででございまして、改めてこれがすぐ即実行に移すとか実施設計とかという問題でもございませし、これだけ大きな事業は本当に町民の皆さんと一緒にあってあらゆる手段を講じてやっていきたいと思います。そのときにまた示しますので、十分に検討いただきたいと思います。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それじゃ、自分の勝手に、これにも書いていますが、自分はこれが一番正しいと。これが正しいあれに住民の血税を無断で138万円も出して、それを実施設計していいんですか。私はそれを言うんです。別にそれは考えは自由ですよ。だけど、それに対しても、いかにこれがよさそうに、138万の委託設計までして、委託設計か何かは知らんけど、設計代を払って、これをいかにも優先的に示すというのが根本的に間違いじゃないかということを言いたいんですよ。企画部長、どうですか、それは。いかにもこれを優先順位で1番だと。それじゃ、自分が計画して自分が立案されたならいいんですよ。自分が書かれたなら。町民の138万という錢を使うておるんでしょうが。その点はどう思われますか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）今の庁舎移転の調査の件でございますけれども、これ自体は、まずは基本的にはそういった駅前の区画整理が進むに当たって、庁舎を駅前に持っていくとした場合にどういった整備手法が考えられて、いわゆる事業費はどの程度かかって、それに伴って町のそういう財源負担がどの程度かかるかというふうなものを、ある程度町としての方向づけをするために調査をいたしました。それでそういうふうなことで、将来の財政収支見通しから、ある程度財源負担も耐えられるというふうなことで、議会の方に1つの案として、駅前も1つのそういう庁舎移転の候補地ということでご提案させていただいたというものでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私はそれをこの前の全員協議会でも言うたでしょうが。広島市民球場がええ案じゃないんですか。私はそれを言うたじゃないんですか。学識経験者、いろんな知恵を持った人がおるんじゃないから、こうこうこういう考えがありますが、皆さんはどのような考えを持たれますかと民間公募して、民間のイメージを書いてもらって、利用できるところは利用して、利用できないところは利用せんでもええじゃないですか。公募したら、こういう意見が出ましたと。町としてはこれがいいと思いますが、皆さんどうですかでいいんじゃないですか。資料が要ったけん、資料が要ったけんというて、138万円。1カ所に決めんと、それじゃ、分散していろいろなイメージづくりをされたらどうですか。2カ所なら2カ所、3カ所なら3カ所に決まって、ここに書いてあるのに絞られたら、この中で皆さんにイメージづくりしてもらったらどうですか。町長に執行権があって執行されるのは、それは結構ですが、だけど、町長、主たるねらいは、皆さんの意見をどれだけ取り上げて、皆さんの納得する事業をどれだけ進めていくか、皆さんのためにどれだけのことをやるか、それが当主になった自分の主たる責任ですよ。行け行けどんどんで皆さんに支持されんようなことを何ぼやられても、私は理にかなわないと思いますが、その点はどうですか、企画部長。民間から公募してやる方法もあると私は何回も言うたんです。ええ例でしょうが。広島市民球場がある。横川駅にもある。その点に対してどうですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）まず、今の民間のそういう提案方式をとる場合、市民球場の例を言いますと、これは広島市の市有地、市が持っておられる土地について市民球場を建てるに

当たって、こういったデザインであるとか、どういう形式にした方がいいかというふうなことを民間の方に提案を求められたのであって、駅前につきましては、これは現実には町の土地ではございません。民間の土地でございますから、そういった、まず基本的には地権者の方が、町が主導権を握って民間に提案を求めるというものではございませんので、それはやはり地権者の方にそういう意識を持っていただかないと、地権者の方のご了解がないとそういうものはできないというふうに考えています。それで、今回…

○議長（原田） 崎本議員。

○12番（崎本） それじゃ、町の土地じゃない、地権者の土地なのに、海田町の金を138万円かけてイメージを勝手につくって議会にも公表して。それは法にかなっておるんですか。そう言われたら、その点はどうですか。

○議長（原田） 企画部長。

○企画部長（永海） 先ほどご説明いたしましたように、今回の調査につきましてはあくまでも内部の検討資料として、いわゆる町として駅前に庁舎が持っていけるかどうかということの検討をするための資料づくりを行ったものでございます。そういうふうなことで、ある程度財政的にも可能だということで議会にもご提案させていただき、議会の方でもやはり駅前に庁舎を持っていって方がいいのではないかとというふうなことであれば、改めて町の方からそういう方針が決まれば、地権者の方に町としてこういうふうなことを考えておるんだが、一緒になって計画づくりをしませんかというふうなご提案のやり方になろうかと思っております。

○議長（原田） 崎本議員。

○12番（崎本） あなたが言われるのは逃げ口上だけで、過去何回もそれで失敗しておられるでしょうが。東の谷の真ん中に人の土地へ向けて道路をつくりますというて測量して、「おまえら、何を測量するか」と言うて、「ここへ道路がつきます」と。「だれがそんなことを賛成したか」と言うて、東、西の谷へ、全然ならんこともあっておるでしょうが。同じことじゃないのか。人の土地を勝手にイメージづくりで138万で測量して。これは他人の土地じゃないの。裏を返せば、地主さんからある程度の相談に乗って了解を得ておることよ。先行、先行で自分らがひとり歩きしておることじゃから、それには極力、決まってからじゃなしに、みんなに公表して青写真でも、それじゃ、プールのところも青写真、こういう企画があるのなら、そういう企画に乗ったものを出

してくださいということを言いよるんですよ。どうですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）基本的に今回の調査につきましては、駅前にふさわしいまちづくり、いわゆる道路であるとか公園の整備とあわせて、建築物の整備もあわせて検討していくというふうなことで、そういうまちづくりの観点の部分で計画づくりを行ったものでございます。プールのところにつきましては、我々とすれば、そういう庁舎、いわゆる敷地の面積等を考えますと、庁舎が要って、あとはその庁舎にこういった機能を持たせるぐらいのことにしか、容積率とか面積を考えれば、そういうふうなことにしかないのではないかというふうなことで、それについてはそういう計画づくりをしなかったということでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）えっと言うてもしょうがない。計画づくりをされなかったら、なぜあそこの場所も適当であるとホームページできちっとやっておられるんですか。110何億の積算までして。その積算の根拠をきちっとしてくださいよ。私はそれを言うんですよ。それは格好ではええことばかり言うて、まちづくりがどうのこうの、まちづくり条例がどうのと、非常に結構なような条例をつくろうと思われたんじやが、いつの間にか議案にのったのも議案がないようになってしもうておるんじやが、やっぱり説明不足じゃないかということ言うておるんですよ。今後説明を十分してもらえるのかどうか、町長、それだけ聞いて終わります。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご指摘の件につきましても、先ほどもお話ししましたように、まだ素案で全然、案でございますので、改めてまた皆さん方に示すような材料をつくって説明したいと思います。

○議長（原田）次へ参ります。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。地方制度と地方自治についてお尋ねいたします。地方が主役の国づくりとして、この4月から地方分権推進委員会が発足し、わずか3カ月で11回の会議を重ね、「基本的な考え方」としてまとめております。そして、地方分権改革推進本部をつくり、安倍首相みずから本部長になっております。安倍内閣の発足とともに、道州制担当の特命担当大臣が置かれております。道州制と、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方として審議の方向であり、また、地方公共団体財政健全化法が成立

し、2008年度の決算から適用することが決められております。これで、小泉内閣のもとでの構造改革としての基本路線をしき、安倍内閣が総仕上げの意向であります。政局の激動が生じ、多少変わるものの、自公政権が続く限り基本的には方向は変わりません。

「骨太方針2006」は向こう5年間の歳入歳出一体改革として位置づけられ、「骨太方針2007」が安倍首相の新たな国家目標、これが「美しい国づくり」を掲げました。こうしたもとで、主眼は地方分権ではなく国の統治機構に変わりつつあります。それが道州制のもとに国は安保や防衛、食料、エネルギー、資源などの対策で、あとは道州制にして、その多くは地方自治体に押しつける方針です。こうしたもとで今日、年金、医療、介護、生活保護、障害者施策の改悪に加え、昨年からの定率減税の廃止、住民税の増税等で、構造改革路線は町民と国民に痛みが幅広く押しつけられた形になっております。その結果、今日経済大国と言われる中、国民や町民の生活の格差が広がっています。北九州で、生活保護を打ち切られたため、飢えで死亡というニュースがありました。最後には「おにぎりが食べたい」だったわけです。

そこで、具体的にお尋ねいたしますが、質問1、海田町でも雇用条件の悪化、増税、社会保障の悪化等でますます格差が広がっております。私は、町内でいつどこで起きてもおかしくない環境と考えます。これは国と地方の政治の責任は極めて大きいと思いますが、このようなことが起こらないよう、常日ごろから温かい施策と対応が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、国保税についてお尋ねします。高過ぎる国保税は暮らしを破壊する大きな要因となっております。特に、定率減税が廃止され、これが連動し、増税なって、町民は悲鳴を上げております。

質問1、国保税の値下げはどのように取り組めますか、お尋ねいたします。

質問2、増税になった大きな原因の1つに、国庫負担を医療費の45%から38.5%に削減されたことが大きく影響しております。その後、事務費負担金、保険税軽減負担金を廃止して保険基盤安定制度に変革したものの、国の責任は後退しております。国保から老人医療に拠出する国庫負担を連続削減。これから先、地方自治体の国保会計を維持するには工夫と知恵が必要と考えます。年々減税して、安定して町民の医療を保障する制度が求められておりますが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

次に、J R高架事業と庁舎移転についてお尋ねいたします。庁舎の建設と移転場所は町民の一番の関心事であります。そのことによって町民に夢と希望を与え、また、町全

体の活性化にもつながるわけであります。

質問 1、庁舎建設の建設内容と建設費、その負担内容はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

質問 2、庁舎建設に当たって500席程度の文化ホールの建設が必要であると考えますが、お伺いいたします。

最後に、駅周辺の整備についてお尋ねいたします。南口ロータリー、あるいはバスターミナル、明神橋拡張等はどのように進展しておりますか、お尋ねいたします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に答弁いたします。

まず、地方制度と地方自治についての質問でございますが、格差社会と言われる中、議員ご指摘のような経済的弱者への対策は重要な課題であると認識しております。経済的な弱者に対する支援につきましては、主に広島地域事務所で生活保護事務として行っておりますが、すべてを県任せにするのではなく、生活相談に当たっては人権に配慮するとともに、身体上の理由から相談にも来られない方については、職員が訪問するなどの対応をしているところでございます。今後ともきめ細かい行政運営に努めていきたいと考えております。

国民健康保険税についての質問でございますが、1点目の国保税の値下げの取り組みについては、先の議会でも答弁いたしましたとおり、町民の皆様の健康づくりをより推進するための健康増進事業を取り入れていくとともに、収納率の一層の向上を目指してまいります。ただ、医療費などの現状からしますと、国保税の値下げはできる状況ではないと考えております。

次に、2点目の国保税を年々減税して町民の医療を保障する制度の考え方についてでございますが、国保制度は、医療費給付のため、被保険者による相互扶助のもと、保険税、国・県支出金や交付金などを財源に運営することとなっております。現行の制度下において国保税を減税できるか否かは、医療費をどれだけ抑えることができるかで決まってくるものと考えております。そのためには、まず、病気にならない健康づくりが最も大切なことだと思っております。

続きまして、J R 高架事業と庁舎移転の質問でございますが、1点目のご質問については、先般の全員協議会で説明申し上げた町営プール跡地と駅南口東街区の2カ所での

建設費等についてお答えします。まず、建設内容につきましては、公共補償が公共的機能の現実的回復を原則としていることから、基本的には現庁舎の機能に加藤会館の機能を加えた内容としております。次に、負担内容ですが、総事業費は町営プール跡地で約18億5,000万円、駅南口東街区で約19億1,000万円程度になるものと見込んでおります。なお、財源内訳につきましては、まだ広島県から物件調査を受けておりませんので、現段階では明確なお答えはできません。しかし、専門業者による外観目視等に基づく調査及び全国の庁舎新築の事例等を参考に、あくまでも1つの目安として本町で試算したところでございます。広島県からの補償金は約13億円程度になるのではないかと予想しており、その残りの金額が町の持ち出しになると考えております。

次に、2点目の文化ホールにつきましては、新庁舎の建設に当たり、現庁舎の機能を単にそのまま引き継ぐという考えではなく、財政状況の許す限り、より住民の皆様の要望に応じていく必要があると考えております。したがって、今後、議員や住民の皆様のご意見をお聞きするとともに、本町の財政状況や費用対効果等を勘案しながら、ご指摘の文化ホール機能の導入の件も含め、新庁舎の機能等の検討を行ってまいりたいと考えております。

駅周辺の整備についての質問でございますが、海田市駅南口広場の整備につきましては、警察、広島県、交通事業者との協議がすべて終了しましたので、9月中旬から工事に着手し、11月末の完成を予定しております。また、明神橋の拡張につきましては、現在広島県において予定されていませんが、今後とも広島県と協議してまいりたいと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）質問いたしました第1番目、町内の中で非常に失業者も多ければ、フリーターとかアルバイトとか、そういうのがまだずっと続いているんですね、幾ら景気が回復傾向に向かっているといっても。それから、年配の方、年金がどんどん条件が悪くなって、非常に生活するのに維持しにくいということから、私がこういう質問をしたのは、海田町でそういう予備軍を潜在的にずっとつくり上げてきておる。最終的にはこういう生活保護も、ある程度財産があったり、ある程度の預金とかそういうのがあって、なかなか生活保護の申請がしにくい、また、そういう厳しい状況のもとでやむなく命を断たれるということが起きてきたら、町も責任があるし、我々の方も責任があると。本当に命あっての政治だし、政治が命を助けにやいかんのです。これが逆に増税とか負担

増とかで命をとられる、このことがあってはならないというように私は思うんです。そうした中で、来年度の予算もその辺を含めて組んでほしいし、もし仮にそういう北九州であったような事件というか、事故というか、起きたとすれば、私は行政として大きな恥じゃと思うんです。こういう手助けを指摘したからいろんな手を組むというのではなくて、日ごろずっとやっぱりそれを監視もし、あるいは手厚い施策をしなければできないと私は思うんです。ボランティアで幾らやっても限界があると思うんです。これはやっぱり行政の力でやっていかねばいけないと思うんですが、その点はどのようにされますか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）九州で起きた事件につきましては、非常に痛ましい残念な事件だと思っています。本町におきましても、先ほど町長の方からご答弁いたしましたとおり、経済的な困窮者につきましては生活保護という制度に基づきまして、現段階では県の方でその支援をするようにしております。本町におきましても、そういう地域における状況関係につきましては、地域民生委員さんが地域の状況関係をつまびらかにしまして、必要に応じて福祉のアンテナ役としまして町の方へそういう状況を提供するようにしております。それに基づきまして、町として対応できる施策、また、相談できないところについては担当が動きまして、必要な援助等をするように心がけているところでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）来年度の予算を組むのに、私は町長に提案もし、そしてただすわけですが、これまでのように、町民に直結する暮らしの問題、命を守る問題、一律補助金をカットするとか、あるいは、建設関係で予算を10%削減したから、福祉も同じような比率ですとか、そういうやり方は私は間違いだと思うんです。今までもいろんな補助金の削減で全部一律にという、例えば投資的経費を削ったから、経常経費のそういう負担を同じように削る、これは私は忍びがたいと思うんです。なぜかという、本当に政治は弱い人を助ける、あるいは暮らしを応援するための政治なんです。そこにやっぱり主眼を置くというか、軸を置くんです。そうしなかったら私は本当の政治の温かさが出てこないと思うんです。その点、来年度の予算編成、あるいは今まで削っているいろんな不満が出たり、あるいはこの点はいろいろ差しさわりがあるというので復帰をしてもらいたい、こういう考えというか、立場で予算編成を組んでもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）これまでのいろんな行政改革の中でも、できるだけ投資的経費を確保するためにいろんな改革をしてきたわけでございます。そうした中でも、そういった弱者のサービス低下、これはできるだけ生じないように、他の部分で節約をし、投資的経費の確保を図ってきたわけございまして、物によりますけれども、補助金の一律カットとかというようなことも確かにしておりますが、そういった必要なもの、そうでないもの、そこらあたりは今後も扶助費的なものについてはできるだけサービスを落とさない考え方を基本にして、他の部分で行革を進めていきたいという気持ちには変わりはありません。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）今のような答弁を何回も私はもらっておるんです。ほんまに何回も予算委員会とかこういう会議で。だけれども、昨年を見れば、わずか20日前に通知をやって障害者のそういう、今まで所得制限があったのに、それを取っ払ってやるとか、あるいはお年寄りの敬老年金もばさっと切るとか、いろいろ口ではそういううまいことを言うて、ごまかされておるんでしょうね、私どもが。だけれども、本当にそれが心を打つ政治の魂になっていないんですよ。私は地方自治の基本、やっぱりここに立ち返ってもらいたい。何回も議会の中で、地方自治の目的は住民の暮らしを守ることなんです。それは建設でいろいろ投資的経費を使ってやることも福祉につながるかもわかりませんが、しかし、地方自治の第2条、いつも私は何回も議会のたびに言iyorんです。私が言わんと皆さんが言われるぐらい、住民の安全、健康、福祉を増進させるのが地方自治の役割なんです。これが、投資的経費を削ったから、それじゃ、ほかの福祉も全部削っていく。ましてや今、政治が構造改革じゃ行革じゃいろんな、三位一体で何とかせにゃいかんという、財政の問題から全部それをそこに集中して、結局は何年か過ぎてみたら今のような、最後にはお結びが食いたかったというので命を絶つんですね。これほど冷たい、これはよその例ですけども、しかし、そういう基盤をずっと今の海田町の中にもつくり上げてきておると思うんです。やっぱりここに光を当てる行政が必要だと私は思うんですが、削りに削って今まで来たから、来年度そういう弱者に対する痛みを押しつけるということはないと思うが、しかし、財源の問題からどうしてもそこに、1年2年は例えば町がいろいろ予算を組んでやっても、財源が限られておるわけだから、それ以上長続きしないというような問題も出てくるわけよね。しかし、この問題を本当に温かい政

治をやる、本当に弱い人に光を当てる、これを投資的経費を削ってでもそこに当てるのがやっぱり政治をやるあなた方の責任でもあるし、監視する我々にも責任があるんです。私は声を大にしてこのことを言うんですが、来年度の予算で本当に暮らしを守るために、その構えで予算を組んでもらえるかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）同じことを申し上げるようで非常に申し訳ないんですが、確かに敬老年金等を減額させていただきました。これは、今、佐中議員がおっしゃる弱者に対する締めつけというものとはまた別の考え方での施策であったわけですが、お祝い金というようなことで、そこらあたりの変更はさせていただいたのも事実でございます。一番ご心配をしていらっしゃいますそういった本当の社会的弱者の施策、これは今までもそうですし、これからもできるだけそこにはしわ寄せが行かないように、他の部分でまず行革を実施しながら20年度予算も組んでいく気持ちでありますし、ただ、将来的な財政計画の中でこれを100%ずっとそれでいきますと夕張市のようなになる可能性もあるわけでございますから、そのお約束はできませんけれども、気持ちはそういった弱者に対する施策についてはできるだけ残していくということを原点に据えながら予算編成をしていく覚悟でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）期待をしております。

次に移りますが、国保の問題です。質問1と2をあわせてお尋ねしますが、国保税が滞納しておるとするのは、この間の予算のときもそうじゃったし、6月議会で一般質問したときもそうであります、18%ぐらいの人が滞納に抵触、触れておるわけです。やっぱり国保税が高いということを示しておるわけです。先ほど町長が健康づくりとか収納率アップとかという答弁をされましたが、やっぱり国保はだれが何と言っても下げることを基本に置かんかったら、国の制度は変わり、あるいは私の例では、63歳になりましたから、年金が満額入る。それから、定率減税が全額廃止されたら、私だけで17万、去年と今年で引き上げられておるんです。それは収入が多いけんと言われればそうかもしれないませんが、しかし、びっくりするほど上がってきておるんです。私だけじゃないと思います。町民はかなりそのことを感じておられると思うんです。やっぱりそれは医療費がかさむからとか、あるいは、そうせんかったら、全体の予算を組んで、その中から割り振りしておるわけですから。しかし、盛んに地方分権と言いますが、地方に分権を

いただいたら、国の制度が悪いよ、国会議員は何をしておるとか、そのことぐらい言うてもいいと私は思うんです。国保に限らず、国保は今、議題にしておりますが、いろんな問題で、この間から盛んにテレビに東京都知事と猪瀬さんが出て、地方分権だからここに建てさせないとか、地方で権限をもらっておるから、権限が大いにあるんじゃないと。それを生かすんじゃないという姿勢で、今の議員会館の宿舎の問題でさっきもテレビに出てそう言っておりましたが、やっぱり権限をもらっておるんじゃないから、県の補助金も全く出ていないんだから、出せと。国会議員も、国保が本当に弱い立場の人がいっぱい困っておるから、やっぱりこちらにお金を回せという、そういう方向で国保の引き下げをやるべきじゃないと思うんです。全く健康づくりも必要な1つかもわかりませんが、先ほど私が言いましたように、国の補助金がどんどん削られてきておるから、やむなく住民にいわ寄せをする。全国的に見ても、一般会計から持ち出しをしても2年か3年ぐらいしかもたんのです。財源が知れておるから、一般会計から持ち出ししても、またそれを返すというか、もとに戻すというような、こういう結果が出ておるわけです。しかし、私は一般会計からの持ち出しも含めて、国から財源をもらってくる。まして、県が、47都道府県がある中で、17市町村に出していない。これはもう広島県はあるわけですから、そこからもやっぱり負担をしてもらおうと。こうすることによって国保税を引き下げることができるわけです。だから、そういう働きかけを今まで何回も言うてきたけれども、しておるのかどうか。今までは地方6団体でいろいろやるという答弁がありましたけれども、やってもなかなか届かない。しかし、広島県なら直接知事に会ってそのことも言えるわけですが、そのことが実際どういうことになっておるのか、これをお尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、国の政策、県の権限移譲等が次から次に市町に下がってくるわけです。先般も2カ月に1回ぐらい町長会というのが広島県でもあったり、市と町と一緒に会があります。そういうときに、今、佐中議員ご指摘のようなことが次から次へ出ます。そのことを通してとにかく知事さんにも地方6団体の中で知事会で言ってもらったり、また、国会への陳情もあわせてお願いするように我々も要望しております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）国保の問題で、言っても堂々めぐりになるようなので、置きますが、しかし、国保税の減税はやっぱり課題です。というのが、広島県平均より海田町は1万3,000円高いんです。それは病院がようけあるけん、よその受診者が多いけんと言って

しまえばそれまでですが、しかし、下げることがあなた方の仕事なんです。ここを抜きにして実態のもとで被保険者に賦課するのはやっぱり努力が足りないと思うんですが、その点はどうですか、お尋ねします。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）国保税が高いというのは、おっしゃるとおり、医療費が高いからでございまして、先ほどのご質問の中でも、一般会計からもっと持ち出しをというお話もあるわけですが、これは昔から議論されておることございまして、あくまで一般会計からの持ち出しは福祉波及分ということで、これ以上の持ち出しをするということは健康保険を掛けていらっしゃる方が二重負担になるという考え方から、今の、福祉波及分について一般会計から持ち出しをしていくという考え方になってきておるわけございまして。それで、国保税を下げていくというのは、佐中議員も十分ご承知のようございまして、医療費を下げるということございまして。その医療費を下げるためには何をしていかにゃいけんかというのが、この仕事を担当するのが保健センターであるというふうに我々は認識をしております。今、福祉保健部の方に指示しておりますのは、現在、住民健診、集団健診等を各お医者さんでも健診ができるようになっておりますけれども、これのまず目標値を定める。今までそういった目標値すらなかった。それを、まず目標値を定めて、その中から健診結果に基づいて、病院にかからなくてもいいような健康指導をもっと保健センターは体をもって対応していく必要があると。その点について、20年度からそこらあたり、国保事業としても方向転換がちょうどなされる時期でございまして、そういった点で時間がかかるかもわかりませんが、1つの目標を持って、医者にかからないような指導体制をつくっていききたい、つくっていくよう今、福祉保健部の方には指示をしておるところでございまして。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）今の答弁は物すごい不満がある。だけれども、対応の方法を、私も余り見えてこないし、町も限られたお金の中で国保の減税をどうするかという問題。究極は、さっき言われた健康づくりなんですね。それじゃ、この健康づくりをどうするか。私も保健センターへ何回か出入りして、「健康かいた21」プランというのを策定する。その中で、私もその中の1人に入って受講生なんですけれども、それはそれなりに努力をしておるんですが、もちろんそのことを通じて執行部も努力されておることはわかるんです。だけれども納得できないというのは、病院にようけかかるから、受診料が高いか

ら、費用がかさむ、それで税が上がるわけでしょう。しかし、健康づくりのためにはそれは大いに効力を発揮しておるわけですね。お医者にかかっておるわけじゃから。そうすれば、大きな病気をしないで、費用が少なくて済む。どこかくるっているというか、うまいこといっていないんじゃないかと思うんです。病院に受診率が高かったら、それだけ健康を保つ努力をしておるわけですね。何も無いのに病院へ行くという人も、おるかおらんかは知らんけれども、おらないと見るのが正常でしょうね。にもかかわらず、県平均より1万3,000円海田町が高いというのは、これは一概に病院が多いとか受診が多いとかというだけでは済まされないと思うんです。その点はどう見ておられますか、お尋ねします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）先ほど副町長が申しましたとおり、やはり保険税のもとになるのは、佐中議員さんもお存じのとおり、医療費の裏返しでございます。本町におきましては医療機関がたくさんございます。その中で、医療にかかる必要な方は当然かかっているわけですから、医療にかかるといいますけれども、いわゆる重篤な状況になるまでの手当てをすること、それと、そこにかからなくてもいいような健康づくりを今後していく必要があるということで、国においても20年度から5年間かけて健康増進計画を見直して、いわゆる元気な高齢者、いずれ終末期が来ますけれども、より元気な期間を長くして、医療にかかる期間を短くしていこうということでもって国全体の医療費を抑制していこうという動きが現在の国の動きでございます。本町におきましても今その準備をしている状況でございます。これが急激に効果としてあらわれることはないと思います。これを徐々に広めていきながら段階的に、医療にかかるようなことのないような、いわゆるメタボ症候群等にならないような、食生活の改善等を含めながら、そういうふうな健康づくりをしていくことによって医療費の抑制につなげていくということになるかと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）国保についてもう1回したいと思うんですが、今、国保の世帯が約5,000です。人数にして約9,000ですね。半分の人が1年間に病院に1回か2回かからないようにしたら、1万円引き下げることができるんです。大体1回5,000円ぐらいですから。そういう指導をできないものだろうか。もちろん医師会は医師会として生きていかないと。行政が病院へ行くなというような指導はやっぱどこかでまた抵

抗もあったり、また反発もあったりするし。しかし、ちょっとしたことで病院に行って薬をようけもろうて帰る、こういう悪循環で医療費が高くなって国保税が高くなるということも要因の1つにあるわけですね。だから、1年間に1回か2回病院を差し控える、これだけで私は1万円引き下げることが可能じゃと思うんです。そういう指導はできないものですか、お尋ねします。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）今おっしゃったことにつきましては非常に難しいというふうに言わざるを得ません。ただ、施策として、医療にかかれた場合に医療通知が参っていたと思うんですけれども、意味合いは若干その医療通知の中にあるわけでございまして、その医療通知を見ていただいて、皆さん方にはこれだけの医療費がかかっていますよということを見ていただくという思いも中にあるわけで、今ご提案のような、年に1回病院に行くことは差し控えてくださいというようなことについては、これは行政としては言えないというふうに思っております。それと、先ほど福祉保健部長が申しましたように、今後は重篤な病気になる前にそういった予防していく、あるいは栄養指導等をしていくということで、実は来年度といえますか、今年度の採用試験になろうかと思いますが、来年度は管理栄養士をきちっとした正職員を据えてそういった栄養指導の中で、お医者さんにかかりにくいような体づくりをしていただく指導をしていくということを考えているところでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）私は、1年間で18%も滞納するような状況は正常ではない、このように指摘をして、次に移ります。

J R の高架事業と庁舎の移転の問題について。全協でも19億、17億、16億でしたか、15億4,000万ですね、それと18億と19億といういろいろな試算がある。J R の高架事業みたいに、これぐらいの予算だったら県が幾ら補償しますよというような、そういうパーセンテージみたいなものがあるんですか、どうですか。それをお尋ねします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）県の補償額の積算につきましては、県があくまで物件調査をして、その調査をもとに金額を出すものでございますので、パーセントで云々というようなことはございません。

○議長（原田）佐中議員。

○ 15 番（佐中）県が状況を把握しながら県が判断をして補助をするという。当然ですが。先ほど来から、崎本さんから庁舎の移転の問題で場所についていろいろ指摘があります。私は、今、町長が示されておる 3 つの中の 1 つ、駅前南口、これが一番最適じゃないかと思うんです。駅前南口の問題で、今 13 億、県が補償金を大体その程度されるという答弁がありましたが、私はホールの問題も含めてもっともっと多目的な施策というか、施設をつくって、そのためには駅前が一番いいと思うんです。私が考えておるのに、文化ホールも含めてですが、やっぱり病院の集合体をあそこへつくってほしいと。いろんな個人が入ってやる。それから、今の国保の問題とも関連しますけれども、人間ドックの施設をあそこへつくったり、あるいは高度の先進の医療施設、あそこへずっとそういう形で町民の健康づくりの要所にして、役場の機能を含めてあその場所を私は提案もし、そして進めてほしいというように思うんです。そうすることによって、場所がいいですから、東広島の方からも、あるいは広島市内からも呉からも全部あそこへ寄って、そこで 1 つの公的な、医院があっても、総合的な病院のセンターになる。そうすることによって町民の命と健康を守る拠点にもなるし、また、そのことによって法人税やら、個人でやっていればそういう固定資産税とか事業税とかがいっぱい入るし。だから、こういう方法が一番いいのではないかと、そのためには駅前が一番適しておるようには私は考えるんですが、いろいろ議員の皆さんには思いがあるでしょうから、いろんな意見が出てくるんだと思うんです。しかし、今言う総合病院を本当はつくってほしいという声が、どうも選挙をやるたびにアンケートをとったら 1 番にこの総合病院というのが上がってくるんです。そうしたら、総合病院の中に子ども病院をつくってほしいとか、あるいは特養と一緒にそこへつくってほしいといういろんな意見が出てきておるんですが、私はいろいろ町が全協の中で説明をされるので、家へ帰ってアンケートを、これは 3 年前にとったアンケートですが、ずっと調べたら、いっぱいそういう生の声が上がってきておるんです。私はやっぱり駅前にそういう総合病院的な役割を果たす、今が一番いいチャンスだと思うんです。この間示されたのはマンションとかいろいろあったけれども、そうではなくて、ああいう健康づくりのまちづくり。メモしてきたけれども、総合病院の役割を、人間ドックとか子ども病院とか救急病院とか専門病院、特養とか産婦人科、予防医療とかメンタルヘルスとか高度医療とか、こういうようなものをあそこへずっとやったら、先ほど病院へようけかかると言われたが、目的は町民の健康づくりですね。寝たきりにならないように、健康で長生きをしてほしいのが本当の行政の目的で

すから、そういうのをあそこにつくる。だから、私は駅前が一番いいという私の結論になるわけです。その中でも文化センターも、500席が難しかったら、せめて成人式ができるぐらいの、そういう規模でつくってほしいと思うんですが、それはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この間お示ししたのはあくまでも案でございまして、皆さん方にまたお諮りしたり、様子を含めながら総合的にいろんなことも加味したもので提案してまた審議いただきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、終わります。

駅周辺の整備について、南口のロータリーや、あるいは自転車置き場等々8月いっばいに工事をやられるというのは前回の議会の中で答弁を受けましたけれども、実際は延びておるとい。やっておられるのかどうかはわかりませんが、やったのが記憶にあるのはあずまやがなくなった程度だろうと思うんですが、実際にバスのターミナル、これも差しさわりが今生じておるわけですね。これらは本当に県と協議をすとか、公安委員会とかJRとか、あるいはバスのそういう運行会社とか、いろいろ話を聞きますが、じゃ、日程を、9月からどうのこうのというのがありましたが、具体的にそういうのはどうなってきよるんですか、お尋ねします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）先ほど町長が答弁いたしましたように、9月の中旬には工事を発注いたします。そして、11月末までには完了していきたいと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、最後にお尋ねしますが、明神橋の拡張について、いろいろ協議もなされ、昨日も県議団が視察に来られたと。建設か都市計画関係ですね。ということで、明神橋の拡張の件はどうなりよるんですか、実際に。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）明神橋自身のかけかえもしくは拡張については、県においては計画は持っておられません。現在、都市計画の観点から、隅切りの部分についてだけはいわゆる計画がございます。これにつきましても、県の方として今すぐにそれをやるかというような事態にはなっておりません。しかしながら、事業主体が県もしくは町、それ自身もまだわからない状況でございますが、最終的にはそういう隅切り等はどうしても要る

んだらうと我々も思っていますから、そういうことについて、時間はかかりますけれども、県と協議をしていきたいと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）前回、前々回の答弁とちょっと後退しておるんじゃないの。県に見に来いという町長の答弁もありましたし、私は、いい方にとったらあしたにでもやるような答弁をいただいて期待しておったんですが、今の部長の答弁を聞くと後退しておるような感じを受けるんです。実際、町の姿勢として本当にあそこを本腰を入れてやらにゃいかんのかどうかというのは、その心構えがないから、今あやふやな答弁やら、県のそういう対応じゃないんですか。実際その問題について、あそこを拡張して、駅前の整備を含めて、バスがあそこを出入りするのに楽なように、また、信号待ちが農協のへりをずっとあって、なかなかあそこが飽和状態になっておるんですが、その解決の方法でも隅切りをちょっとしただけでも助かると思うんです。そういう面ではあなた方の姿勢が弱いんじゃないかというように今受けたんですが、どうなんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては6月議会でも答弁したと思いますし、また、私も何回か県の交通安全対策室の方へ行って、ご承知のように、今あそこには横断陸橋がございます。これものけてもらわんと全然その仕事ができないということを含めて、その当時も、とにかく一遍見に来てくれと。広島電鉄のバスが1日に何往復か熊野から広島から入ってくるということを含めて言っていますので、とにかく危ないところですから、一日も早くやってくれということを常に言っていますので、あわせてしっかり頑張っていきたいと思えます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）町長は言うておると言うんじゃないけれども、実際に言うて、来て見ておるんですか、それは。どうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）実際に県の担当、町の我々も含めて一緒に現地を見せてもらいました。その中で、今言ったように、いわゆる横断陸橋の撤去について至急にやってくださいという要望はしております。その中で、今言った、県の方としては、どういう方法がいいのか検討してみるから時間をくださいというところで現在分かれている状況でございます。



くい場所となっております。場所につきましては、公衆衛生推進協議会と一体となって把握に努めてまいります。

次に、３点目の条例のＰＲについては、広報７月号にも掲載しておりますが、今後も町広報紙や空き缶等追放キャンペーン等を通じてＰＲしていきたいと思います。

次に、緊急地震速報の活用についての質問でございますが、緊急地震速報につきましては、１０月１日からＮＨＫのテレビ・ラジオ及び一部の民間放送業者により一般住民の方にも広く提供されることとされております。現在の緊急地震情報の伝達ルートとしましては、気象庁から消防庁の全国瞬時警報システムを活用する方法と、気象庁が財団法人気象業務支援センターへ配信した情報を受ける、２つのルートがあります。このうち気象庁からの受信方法は、気象業務支援センターからの直接配信、情報伝達事業者からのインターネット網、携帯電話等による方法があります。緊急地震速報は技術革新により可能となった新しい仕組みで、現在、情報伝達のための様々な機器や伝達手段の開発が進められております。しかしながら、受信後から地震発生までの時間が短時間であるため、周知の方法、避難方法等について検討していく必要があります。今後、先進地の事例や機器についての調査・研究を行いたいと考えております。

○議長（原田）多田議員。

○７番（多田）再質問をいたします。まず、美しいまちづくり条例でございますが、罰則は今の条例では勧告とかそういうことで、一応目標を定めるというような形になっておりますが、他町の例を参考に見てみましたら、大体罰則を設けておられます。多分罰則を適用されたことはないかもわかりません。広島市なんかの場合はたばこのポイ捨てに２,０００円でしたか、過料を取られるということで、ある程度効果が出ていると思いますが、本町の場合、そういったことを専門に見ていく担当者というのはなかなかつけにくいと思いますし、ただ、罰則があるということで、ある程度の抑止力になるんじゃないかというふうに考えます。これは美しいまちづくり条例制定のときにも確かだれか質疑されたと思うんですが、罰則があるとある程度それで抑止力としての効果が期待できるんじゃないかというふうにだれか言われたように覚えておるんですが、もう１度、将来にわたってもこれは考えられるかどうか、お聞きいたします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）先ほど町長が答弁いたしましたように、これはあくまでも皆さんに守っていただきたいということでつくったものでございますので、将来にわたって、

現段階では罰則を設けるつもりはございません。

○議長（原田）将来にわたってとおっしゃったんですが、いかがですか。生活安全課長。

○生活安全課長（金子）罰則規定については将来にわたっても設けるつもりはございません。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）罰則があった方が抑止力になると思うんですが、設けないということなので、次に移ります。ごみの多く捨てられている場所というのを、先ほど町長が車の通らない、人目につかない場所と言われましたが、確かにそういうところもあります。だけど、車のよく通るところで、例えば信号の手前とか、踏切のそばとかというところは結構ごみがたくさん捨てられている。車から捨てられるんだと思うんですが、そういう場所もございます。確かに歩いてみると、ごみの多いところというのは大体一定しているんです。同じようなところにごみがたくさん捨てられる。ポイ捨てですね。そういうところをある程度日常的に、1週間に何回かパトロールをしていただいて、ここにたくさんあるなというふうなところがあつたら、例えば草を刈るとか、何かの対策を考えていただく。それからもう一つは、余り多いところには看板を設置していただくとか、そういうふうな考えはないでしょうか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）よく捨てられる場所等については、そういう場所については看板の設置も考えていきたいと思います。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）よろしくお願いします。

それに関連するんですが、最後のPRなんですけれども、昨年でしたか、海田西中学校の生徒が美しいまちづくり条例について総合学習で勉強されて、全町かどうかわかりませんが、この辺にパンフレットを配られたり、ポスターを張られたりされました。美しいまちづくり条例について時々「広報かいた」に載せられてはおりますが、まだ全町民に周知しているとはちょっと言いにくいかなというところがあります。1つ提案なんです、本町は美しいまちづくり条例のまちであるというふうな形とか、よく反核平和のまちとかという看板が町の境に立ったりしていますよね、ああいうふうな看板を設置したらどうかなと。海田町は美しいまちづくりを目指していますとかというふうな看板を設置したらどうかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）現在、条例を施行する際に横断幕を買いましたので、それは一応今、畝橋のところには常設で設置はしておるんですが、これを、横断幕は実は1枚しかございませんので、順次、町の管理します横断陸橋のところへかけかえたいと思っております。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）横断幕でもそれはいいんですが、とにかく目につくところにそういうふうなPRの方法をぜひ考えていただきたいと思っております。

1つ、この条例の中に犬のふんの撤去というふうな、愛犬家に対して義務規定を設けておられます。海田町内でも、確かに散歩されている方は犬のふんの始末はある程度スコップを持ってされていると思うんですが、この前、新聞に載っておりましたのは、犬の尿、おしっこで、確かカーブミラーでしたか、腐って倒れて子どもさんがけがをしたという例がございました。そういうふうな話があった後に中国新聞に、東京から越してこられた方が投書を書かれておったんです。広島のア犬家は非常にマナーが悪いということで、ふんの始末はされているけれども、おしっこの始末はされていないと。東京の方ではペットボトルに水を入れて散歩をしていると。犬がおしっこをしたところにはペットボトルで水をかけるんだそうです。これはまちづくり条例とはちょっと違うんですが、こういったことを愛犬家に、ふんの始末というのは、今回の「広報かいた」にもふんの始末をしましょうというふうなのが載っていましたが、おしっこの始末だとかというのはなかなかないんですが、その辺の呼びかけをされる考えがあるかどうか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）わかりました。犬の尿の方ですけれども、こういうことについても広報の中でできるだけ載せていきたいと思ひます。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）よろしくお願ひします。

では、地震速報の方に入ります。先ほど町長も言われましたけれども、1つあるのはJアラートという、国民保護法に関する緊急速報を全国的に流すと。これもまだ実験段階ですが、これを使って緊急地震速報を気象庁から消防庁、消防庁から全国の自治体に流すというのを今ある程度、何件か実験でやられております。これを通してやっているところが、学校なんかを受信機を置かれて、同報システムというのか、同報無線という

んですか、海田町の場合だと防災無線ですよ。そこに入ったと同時に全町に流せるような、そういうシステムをとっているわけです。学校の場合は学校に、海田町なら海田町に入ってきたときに学校にも同時に流れて、学校の校内に同時に校内放送がすぐに瞬時に流せるというシステムらしいです。それで、この前の中越沖地震のときも、あと15秒後か何かに来るということで、小学校の生徒は日ごろ訓練されておるみたいなんです。瞬時に体を、校庭で体育の時間だったそうなんです。揺れを防ぐような形の体勢をとったということがありました。ですから、10秒ちょっと、たとえ15秒でもそれができるということが立証されたわけなんです。先ほど町長が言われたように、いろいろなシステムが今開発されておりますので。今朝の行政報告の中に、海田町の防災無線が老朽化しておるので、更新の時期に来ておるということを申されたんですが、その中に同報MCA無線システムというのがあります。これはもちろんJアラートを使ってやるんですが、Jアラートを使って端末を海田町なら海田町に置くということなんです。非常に安価に防災無線ができるそうなんです。今、見附市というところで実験をされておるそうなので、こういうのをぜひ取り入れてやっていただきたいなと思うんです。それはご存じですか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）町長の行政報告の中にもございましたように、防災行政無線の老朽化に伴っての検討会を立ち上げておりますので、Jアラートにつきましてはこの中でも十分検討していきたいと思っておりますし、また、この緊急地震速報につきましてもあわせて検討していきたいと思っております。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）町長も申されましたように、携帯電話に直接流すというのものもあるそうなので、いろんな機器が今からどんどん出てくると思うんです。ぜひ町民の安全を守るために前向きに検討していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（原田）次に参ります。6番、桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原でございます。本日は大きく分けて3点ばかり質問いたします。その第1、予算・財政関係についてでございます。

その1、平成19年度予算における財政枠配分方式の実施状況並びにその具体的運用についてお尋ねいたします。

その２、財政枠配分方式の導入に伴う実質的運用効果についてお尋ねいたします。

その３、予算節約制度の導入に当たって、６月議会で海田町は適合するような仕組みの検討についてやっているというような話がありました。その先進地の三重県方式に照らして、その具体的検討課題については何でしょうか。

その４、上述の両方式の制度の運用が相まって予算の効率的執行ができるとともに、その予算運用効果も増大するわけでございます。予算節約制度の導入は何年度からでございますか。

その５、地方債の会計別現在高については「まちの財政状況」これは各年度の上・下半期に掲げられるわけですがけれども、それには計上されておりますけれども、町民の関心の高い「予算」（「海田町の各会計年度当初予算」）並びに「決算」（「町の家計簿」）には計上されないのはなぜですか。

大きな２番、行政改革、財政健全化等についてでございます。

その１、行革の進捗状況はどうですか。また、年度別達成率はいかがですか。

その２、年度別行革効果額はいかがですか。

その３、行革の実施計画の効果額を固めて、それを財政収支見通しに反映させるとおっしゃっています。年度別に行革効果額が財政収支見通しに反映されているかどうか、具体的に示していただきたいと思います。

その４、行革の実施計画は随時できるところから実施していると６月議会でおっしゃいました。その意義をご説明願います。

その５、行革実施計画は海田町総合基本計画の項目別に、また、財政収支見通しは海田町予算書の予算科目別に、各々予算計上されております。両者の予算の調整はどの時点でいかなる方法により行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

大きな３番、海田市駅南口地区まちづくり計画等についてでございます。

その１、住民が主役である地区計画制度において、海田市駅南口地区まちづくり計画は当初から行政主導で進められているとともに、町は住民への説明責任を果たしていないため、住民は地区まちづくり計画に理解も納得もしておりません。町の今後の対応についてお尋ねいたします。

その２、換地手続き前の現行海田市駅南口土地地区画整理事業の財務処理状況、並びに海田市駅南口地区まちづくりに関する財源別、費目別等の予算、概算でも結構ですが、これが示されないのはなぜですか。特に土地買収等に伴う補償問題が個別折衝において

協議されなかったのはなぜですか。

その３、ＪＲ立体交差事業の完成が大幅に延期されました。１６年後でございます。その事業の主目的は、踏切の廃止、２つ目には南北市街地の統一化であり、延期に伴う機会費用なり機会損失等、影響は極めて大きいと言われております。そこで、東地区土地区画整理事業についてお尋ねいたします。

（１）海田町はＪＲ立体交差事業完成の延期に影響ないとして東地区土地区画整理事業をなぜに急がれるのでしょうか。優先順位が高いということを前回の定例議会でもおっしゃっていましたが、いつ、だれが、いかなる方法で決定されたのでしょうか。

（２）来年度から同事業実施期間に突入するというのに、事業の進め方や誘致企業、経済効果等、地区まちづくりの将来見通し（展望）に関する情報が流れてこないのはなぜでしょうか。

（３）同事業の実施に伴い、西地区の住民、通勤者、利用者等への影響はいかがお考えでしょうか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問に答弁いたします。

まず、予算・財政関係についての質問でございますが、１点目の予算枠配分方式の実施状況並びにその具体的運用につきましては、平成１９年度予算編成においては小・中学校の学校管理費及び教育振興費の消耗品費及び備品購入費について、学級数と普通交付税の算定に用いる単位費用をベースに学校ごとの基準額を算定し、枠配分をしているところでございます。

次に、２点目の予算枠配分方式の導入に伴う実質的運用効果については、過剰な予算要求の抑制を図りつつ、標準的なサービスを行うために必要な予算を学校規模の差にも対応しながら確保することができ、予算編成業務の効率化にもつなげることができました。また、枠配分方式では担当課がみずからの権限と責任で予算を編成する必要が出てくるため、自主性と自立性が確保されると同時に、事業コストに対する意識が向上することが期待できます。

次に、３点目の三重県方式に照らした上での具体的検討課題についてでございますが、三重県方式は、部局単位に枠配分された予算を節約すれば、次年度に節約分の２分の１を優先配分することにより、予算を使い切ろうとする弊害をなくし、執行段階においても事業部門の創意工夫を生かした効率的な予算執行をしようとするものです。よって、

まず予算枠配分方式を推進することが課題であり、予算枠配分方式の導入に当たっては、事業の優先順位づけのための行政評価制度の確立や、総合基本計画の実施計画と予算編成とのさらなる連動も必要となっており、部課単位での枠配分となれば、部課内での予算編成を機能させるための体制づくりも課題となります。

次に、4点目の予算節約努力を奨励するための制度の導入年度についてですが、本町に合った予算枠配分方式の調査・研究をさらに進め、枠配分方式の体制が整った上で検討していきたいと考えております。

次に、5点目の地方債の会計別現在高についてですが、広報において「予算」及び「決算」については、一般会計だけではなく特別会計、企業会計を含めて掲載しております。

行政改革、財政健全化等についての質問ですが、行政改革実施計画の達成率につきましては、平成18年度は計画全体の46%、平成19年度55%となっております。行政改革実施計画は平成18年度から平成21年度までの4年間ですが、この2年間はほぼ予定どおり実施しております。

2点目の年度別の行革効果額については、平成18年度1億9,000万円、平成19年度は2億8,000万円程度と見込んでおります。

3点目の行革効果額の収支見通しへの反映については、行革効果額を性質別に整理し直し、収支見通しへ反映しているものでございます。

4点目の行革の実施計画は随時できるところから実施するという意義については、改革項目等が住民の理解を得られやすいもの、住民の生活に直接影響を及ぼさないものから順次取り組んでいく方が行革を円滑に実施できますし、また、実施計画に掲げていない新たな項目についても積極的に取り組んでいくという趣旨です。

5点目の行政改革実施計画と財政収支見通しの調整については、予算編成時に行革効果額を性質別に整理し、財政収支見通しに反映させております。

続きまして、海田市駅南口地区まちづくり計画等についての質問ですが、1点目の質問については、町が考えました地区計画の素案に基づいて昨年の10月に地元説明会を開催し、その後に区域内を4つの班に分けての班別説明会、また、欠席された方々に対して個別に訪問をして内容の説明を行い、たくさんのご意見を伺うことができました。その中で、約80%以上の方が同意していただいているものと判断しております。権利者の一部の中にはまだ理解していただいていない方がおられますが、今後引続いて粘り強く、

協力していただくように努めてまいりたいと考えております。

2点目の現行海田市駅南口土地区画整理事業の財務処理状況でございますが、事業費91億円に対し、18年度末現在で事業費ベースの進捗率は約5.5%で、用地買収費を含め、約5億円執行しております。次に、海田市駅南口まちづくりに関する予算が示されていないのはなぜかということでございますが、海田市駅南口まちづくり計画はまだ素案の段階であり、決定されたものではありません。西地区の場合は、地区計画素案を地元にお示しし、今後、地元と話し合いをする中で原案を策定していくこととなりますので、素案の段階では予算等は公表できません。また、土地買収に伴う補償等につきましても、まだ計画そのものが素案の段階であり、土地買収に係る権利者に対して個別に具体的な補償内容を提示する時期ではないと考えております。

ご質問3点目の東地区の区画整理事業をなぜ急ぐのかでございますが、海田市駅南口地区は町の玄関口にふさわしく、道路や公園などの整備を行う必要があることから、公共団体施行で行うことが行政の責務と考えております。また、方針決定の時期は、一昨年の事業評価監視委員会での答申を受けて、町が、事業自体は継続とするが、区域を縮小するという方針を決定したものでございます。

次に、事業の進め方や経済効果などの将来展望が流れてこないのはなぜかということでございますが、現行の区画整理事業区域を縮小し、区域から外す西地区を地区計画でまちづくりを行うためには、都市計画及び事業計画の変更と地区計画の都市計画決定の3つの手続きを同時に行うこととなります。その手続きに入る前において、東地区の区画整理事業の将来の具体的な計画の中身が固まっていない段階では、目に見えて経済効果や将来展望が見えてこないのは事業の性格上のものと考えております。

次に、西地区住民等への影響についてでございますが、東地区の土地区画整理事業の実施に伴って、西地区においても駅前にふさわしいまちづくりが進むものと考えております。また、これに続いて実施する地区計画は、現在の町並みを生かしながら、不足している道路や公園などを整備して、区域が将来にわたって住みよい環境となるように行うものでございます。なお、この地区計画を実施するためには3つの法的手続きを終えないと、厳しい建築制限や生活基盤施設の未整備が残ったままとなりますので、本年度末を目途に手続きを進めているところでございます。

済みません、5点目のところで、地方債の会計別現在高についてでございますが、広報において「予算」及び「決算」については、一般会計だけではなく特別会計、企業会

計を含めて掲載してまいります。訂正させてください。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）再質問をさせていただきます。順次、1番からやっていきたいと思いますが、今、町長のご回答は抽象的な回答みたいなことなので、具体的なことを聞いていきたいと思っています。財政枠配分方式は、今、町長がおっしゃったとおりで、与えられた予算枠の中で効率的な予算を各担当職員が各自で考えていこうと。その考え方というのは、住民に近い行事なり事業の予算を考えていこうという点のメリットがあるわけです。住民に希望を持たせるという、そういう大きなメリットがあるわけですが、反対に、よく言われていることですが、これは担当職員のおれの予算の枠だというセクト主義というんですか、そういうようなこと、また、総合的な物の考え方が薄れるんじゃないかというデメリットがあると言われているわけです。今、町長のご回答の中ではそのようなことの意味の答えがあったわけですが、実質的に運用効果、例を挙げてもらっても結構ですが、どんなことですか。具体的にこういう点が今までの予算配分、いわゆる受身方式から、お任せ主義から今度は請負型みたいな格好になったわけです。どこがこういう点で運用メリットがあるんだというのを具体的に示していただきたいと思って今回質問したんですが、どうですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほども町長の答弁の中でお答えしておりますが、予算枠配分方式を取り入れておりますのは、小・中学校の学校管理費及び教育振興費の消耗品とか備品購入費について枠配当をしております。従来の方式の予算の査定でありますと、当然学校の規模、学級数とかという問題を考えないでの査定というのは行われますが、この学級数とか生徒数に応じて枠を配分しておりますので、その中で各学校の独自性、主体性を持った予算要求という形でなされますので、そこらでメリットがあったと思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）次に、予算節約制度の導入なんですけれども、今、三重県のことについて町長のご回答がありました。これは、今までも使い切り予算ですね、皆さんご承知のとおり。使い切り予算の慣行を改善するために、全国的に平成9年から、三重をはじめいろいろやられてきているわけです。それで、この前の6月議会ではいろいろご説明がありました。町長の回答にもありましたように、予算の節減努力が後年度の有効活用する

ための手法だということで導入されたものなんですけれども、三重県の場合は、もうご存じですね、言わなくても。当然研究なされたことです。その三重県のやり方に対して、海田町は先進地のこともよく考えて研究するとおっしゃったんですね、この前。だから、どういう点を課題として研究なされたのか。今後どのように持っていこうとなさっているのか。今の予算の配分方式とこの制度とをリンクさせないと実際には効果が上がらないんですよ。だから、いつごろからそれを導入するのか、その辺はどうですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）予算節約方式につきましても、そのメリットというのは十分感じております。配当された予算を使い切るのではなく、配当された予算の中で各職員が創意工夫によりできるだけコストを抑えて使うという意味でのメリットはあると思います。ただ、先ほど町長の方で答弁をしておりますが、予算の配分方式とこの節約方式というのは2つで1つの考え方になってこようと思います。先ほど申しましたように、予算枠配分方式につきましてはまだ今、中学校・小学校の学校管理費全体のごく一部分だけでしか枠配分をしておりますので、枠配分を全部で行うような状況にならないと、それが、議員さんが言われたように、2つが1つになって効果がさらに出てくるものだと考えておりますので、まず予算枠配分方式をどう広げていくかというのが課題になってこようかと思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）17年度から予算配分方式をやったとおっしゃっていますね。それじゃ、19年度にもやられて、2年間、余り考えないで制度の方のことばかり考えていたんですか。おかしいんじゃないですか。配分方式の方ができないから制度の方がいけないんだという。じゃ、2年間何をしていたんですか。相まってやらないと効果が上がらないよと今、財政課長がおっしゃっている。矛盾しているじゃないですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、予算編成の考え方でございますが、以前の方式から変わったものは、事業別予算という制度を導入しております。事業別の中でどれだけの予算を組んでいくか、あるいはどれだけ執行していくか、その事業別予算に対する決算に対して事業のコストがどれだけかかってくるのか、そこらの検証を行うために17年度から事業別予算というのを導入しております。予算枠配分方式というのはあくまでも今の教育費の

中のごく一部分だけをやっております。ですから、事業別の予算編成の中で、そこでの効果、あるいは今の教育費での枠配分方式の導入、そこらとをあわせて今後、今の枠配分をどれだけ拡げていくかというのが課題になってこようかと思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）そんな細かいことを言っているんじゃないんです。質問は、要するに、配分方式ができないから制度の方もできないんだという言い方をおっしゃるので。細かいことを言っているんじゃないですよ。じゃ、配分方式はいつになったらできるんですかということです。その質問に対しては答えておられないでしょう。配分方式ができないから予算節約制度ができないとおっしゃるのなら、2年間も予算配分方式について見通しなんかを立ててやっておられるんじゃないんですか。ずっと教育費ばかりやっているんじゃないでしょう。よその自治体は皆どんどんやっているわけでしょう。その辺はどうなんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今の予算節約方式につきましては、現状でも予算の節約方式というはつきり制度的に確立したものではないんですが、あくまでもその節約をしていこうという部分での取り組みとしましては、先ほども申しました事業別予算で配当しております予算について、執行残につきましては、それを件名外の事業に使うというものについてはあくまでも財政課と協議の上、それを行うかどうかという節約的な考え方は、精神としては取り入れております。ただ、予算節約制度というふうな形での確立したものがないというふうなことでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）何か質問の趣旨をいろいろ勝手に変えておっしゃるので。要は、結論的に言って、予算配分方式はいつになったら全部やるんですか。それができないから制度の方もできないとおっしゃるなら、まず、それじゃ、質問の趣旨をはっきりさせるために、配分方式はいつになったらできるんですか。2年間何もしないでずっと教育費ばかりやっていたわけですか。それはいつになったら配分方式が全体に採用されるんですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）枠配分方式の課題につきましては、先ほど町長がお答えしましたように、そういった枠配分方式を取り入れていくためにはそういう行政評価制度の確立であるとか、総合基本計画と予算編成との連動性あたりも研究していかなければなりません

から、それを今後検討していくと申し上げております。時期につきましては、そういうふうなのを解決して、なるべく早い時期に解決して導入していきたいというふうに考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）同じことばかり言っているわけです。要は、それじゃ、配分方式がいつになったらできるんですか。どういう考えですか、それは。ああ言えばこう言う。制度ができんから配分方式もとか、配分方式ができんから制度ができないんだというのはおかしいじゃないですか、論理的にも。それじゃ、どういう考えなんですか。どんどんほかの自治体は進めているんですよ。海田町だけ、こういう大変なときにそういうことで過ごせるんですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）いわゆる予算枠配分方式を取り入れるためにいろいろ課題がございますから、今それを解決していくことを検討しておりますというふうにお答え申し上げているので、その課題が解決できれば予算枠配分方式を導入していくということでお答えしております。

○議長（原田）目標年次は定めておられますかというようなお尋ねだと思いますよ。いつぐらいから取り入れる計画があるのかと。なければならぬで答えてください。企画部長。

○企画部長（永海）そういった課題が解決次第導入していくということで先ほどお答えいたしました。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）でき次第とか何とかじゃなくて、目標年度だから、大体いつごろをめぐりにやっているということを言えないんですか、この重要な時代。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）繰り返しになりますけれども、その課題が解決すればということで導入したいということで考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）議会ですよ、これは。議会でそういう答弁で済むんですか、本当に。重要なことを聞いているんです。今後の予算の立て方。それが、何々次第で何をしますと言うだけで。何年度から導入されることを考えていますかと言っているわけです。制度は、配分方式ができないから、予算節約制度もできないと。節約制度ができないから、配分

方式も決まらんと。何をおっしゃっているのか、よくわかりませんよ。どっちにしても、何か結論的なことをおっしゃってくださいよ。でき次第やりますというのでは、がちが明かないでしょう。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）ただいま企画部長が申しておりますように、現在そういった全体的な予算枠配分方式の調査・研究をしておるところでございまして、桑原議員さんはその目標をいつに設定して全体的な予算枠配分方式をとるのかというご質問でございしますが、気持ちといたしましては21年度あるいは22年度を目標に設定をいたしまして、それに向かって調査・研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）初めからちゃんと言ってくださいよ、そんなことを。どうしてそんなにちゅうちょするんですか。配分方式が21年度をめどにやるということは、17年度からずっとやっていて4年間まだやるようになるわけね。そうすると、節約制度はどうなりますか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）節約制度につきましては、先ほどからお答えしました、要は枠配分方式との抱き合わせということであれば、今、副町長がお答えいたしましたように、その目標に向かって同時に行えるように検討していきたいというふうに考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）議会でただ回答だけのためというんじゃないくて、こういう非常事態の財政事情のときに本気で考えてもらいたいと思うんです。よその自治体は一生懸命やっているのに、でき次第やりますとか何とか、そういうことで本当に大丈夫なんですか。急いでやってくださいよ。21年度と言わないで、20年度でもめどにかけてやってくださいよ。そういう努力をお願いしたいと思います。

それと、5番目の地方債の会計別現在高について。町の財政状況、いわゆる各年度の上半期・下半期には計上されていますけれども、先ほど来言っているように、予算とか決算には出されていないんです。それで、先ほど佐中議員だったですか、同じようなことをおっしゃったでしょう。それには今後載せますと言っておいて、私の質問に対しては何だかんだとまだ言っているわけです。これは予算と決算には載せますとどうして言えないんですか。載せるべきでしょう。町民が皆関心を持っているのは予算と決算です

よ。どうして載せないんですか。ずっと私はどうして会計別現在高を載せないんですかと言っているんですよ。そうでしょう。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）町長が最初の答弁で最後に訂正したと思いますが、載せてまいりますということで町長が答えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）わかりました。

それでは、大きな2番の行革、財政健全化の点について再質問いたします。その1の進捗状況とか、今、町長のご回答があったわけですが。達成率というのはどのようにして出されていますか。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）現時点で答弁させていただいているパーセンテージについては一応項目を割り算した達成率を出させていただいています。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）専門用語を使われてあれなんです、算式でどのようにして出されるのか、具体的にお願ひできませんか。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）特に専門的な計算があるわけではございませんで、一般会計では112項目の行革項目がございます。それが各年度別でそれぞれ分かれておりますけれども、その全体のうち18年度に達成、または継続達成、実施したなどを組み入れてまして、それを割り算した達成率が46%、19年度を含めると55%になったということです。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）あなたたちは専門家ですから簡単におっしゃるけれども、じゃ、分母と分子を言ってください。分母に何が来るわけですか。分子は何か。パーセントですから、分子と分母を言ってよ。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）以前にも実施計画をお示ししておりますけれども、特別会計を含めまして124項目、これが分母です。達成したものを分子にして割っていくということです。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）行革効果額というのはどうして出されるんですか。達成率じゃなく効果額というのは、これもどのようにして出されるわけですか。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）17年にお出ししました実施計画、これは17年度予算を発射台にしておりますので、17年度予算に比べて18年度でどれだけ削減できるか、19年度でどれだけ削減できるか。削減できたものが効果額というふうに、ですから、17年ベースで考えていただくということです。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）3番目の、この前、木原課長がおっしゃったことなんですけれども、行革の実実施計画の効果額を固めて、それを財政収支見通しに反映させるんだということをおっしゃったんです。これは具体的にどういうようにやられているのか。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）ご存じのように、行革の実実施計画はそれぞれの項目に分かれて整理をしておりましたけれども、それは人件費にかかるものは人件費という整理をしながら、効果額を収支見通しの方へ反映させているということです。物件費は物件費というふうに、それぞれ分けています。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）余り抽象的であれなんだけれども、時間の関係で、次に行きます。それじゃ、4番の、行革の実実施計画は随時できるところから実施するという意味。町長の今のご回答の中ではちょっと抽象的過ぎてあれなんですけれども、これは予算はどのようにして調整されるんですか、できるものからやるというのは。まさか年度の違うものを、できるものからといって引っ張るわけじゃないんでしょう。同一年度の中でやることをおっしゃっているんでしょう、できるものからというのは。そうすると、その辺の調整がうまくいくのかなと思うんです。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）予算との調整ですけれども、次の質問ぐらいに出てくると思うんですけれども、予算計上の際にどういう調整をするのかということですが、同じようにやはり、特に早く実施ができるものについては、20年度に実施予定だったものを19年度から実施しようというふうに前倒しをしてやるものももちろんありま

す。そういう意味で、比較的、20年度に計画していたけれども、早くできるものについては早く実施をしようということを調整しながら、予算にもそれを反映させていたでいています。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）そういうことは何か会計年度独立の原則に反するような印象を受けますよ。それはちょっと誤解を招くんじゃないんですか。だから、今言ったんです。同一年度の中で予算の調整をどのようにされるんですかと。20年度の前倒しして19年度にやるなんて言ったら、それは予算を何と考えているんですかと言いたいわけです。ちょっと今のは取り消さないとおかしいんじゃないんですか。まさか異なる年度のものを引っ張ってくるとは予想にもしなかったですよ、私は本当に。本当にそう思っておられるんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほどまちづくり推進課長がご説明いたしましたのは、予算編成の段階で行革の実施計画では20年度から、具体的な例で言いますと、ある補助金を5%カットしましょうよと。20年度からそれを実施しますよという実施計画を立てていたんですが、これを前倒しして19年度の補助金から5%カットしましょうという話ですから、20年度の事業を前倒しして19年度から実施を始めましたということで効果額が上がることですから、その5%カットしたものを19年度の予算に反映しておることですから、会計年度独立の原則云々という問題ではないと思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）そうしたら、そういうことをおっしゃるのなら、議会にかけたものなんですから、ちゃんと行革の変更ということで報告しないといけないでしょう。行革の変更でしょう、まさに。前倒しだとか後ろ倒しだとか言って。それはおかしいんじゃないですか。この前の議会では行革の変更はまだ出していないというような話だったんですがね。だから、今、質問申し上げた点ではいろいろ回答があったわけですから。そういうことじゃないんですか。

それと関連するんですけれども、5番で行革の実施計画書は、ここでも申し上げたように、海田町の総合基本計画の項目別になっていますよね。財政収支見通しは海田町には予算書は1つしかありません。海田町の予算書の予算科目別に各予算が出されています。今の話では、行革が決まって財政収支見通しに反映させるとおっしゃったわけです。

そうしたら、予算が全然違うわけです。言っていることはわかりますか。基本計画の項目別に予算が立っていますよ。それは、一般会計目的別歳出予算ということで、予算書にも出ていますし、予算の概要の27ページにも出ています。片方では総合基本計画項目の部門別歳出予算が同じく53ページに出ています。それは6月の議会のときも町長からはそういう回答があったわけです。確かにそうなんです。それはわかるんですけども、まず行革の効果額が出て、それを財政収支見通しに反映させるというのなら、予算書と総合基本計画の部門別歳出予算との置きかえはどのようにしてなさっているんですかということなんです。あなた方は専門家だからすぐわかるんじやが、私なんかはわからないんですよ。だから、たびたび言っているわけです。その辺の調整は、マトリックスか何かつくって、効果額がこうだというときに一般予算書の予算の科目別にどのように反映されているのか、すぐわかるようになっているんだと思うんです。言っていることはわかるでしょう。我々はわかりませんよ、そんなこと。だから、効果額が幾らで、それを反映させたといっても、予算書は1つですからね。「広報かいた」にも4月号に、2ページ、3ページに予算書のことが書いてあって、4ページには部門別歳出予算書も載っています。その置きかえがどうなっているのか、我々にはわからないわけ。町民の人にもわからんでしょう。それを、あなた方は専門家だから、そんなことはわかり切っているとおっしゃるんだけど、その置きかえはいつの時点でどのようにしてなさっているんですか。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）まず、1点目の行革実施計画が町の総合基本計画の項目別に整理されておるというところが私の方では理解できないんですが、実施計画は4項目に分かれまして、人づくり改革、サービス改革、スリム改革、それからマネー改革という項目に分けて整理をして改革に取り組もうという姿勢を示したものでございます。ですから、総合基本計画の項目別には全然整理はされておりません。それから、いろいろ前倒しをしたりする場合があるという例を先ほど申しましたけれども、これは前倒しをしようが、先送りをしようが、それは予算時に必ず今回取り組んだ行革項目ということでお示ししておりますし、随時、実施計画というのはあくまで目標を設定して、それに向けて頑張ろうということでやっております。それでなかなか理解が得られないものについては先延べをする場合も当然出てくるわけですから、それは予算時に、そういうことは議決をいただく予算編成のときには必ず説明をさせていただいておるということで

す。それから、そういう項目をどこでどうすり合わせるのかということですが、それは先ほど言いましたように、それぞれの項目が性質別に分かれておりますので、それを分けて予算の中へ反映させておるという状況です。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）何か抽象的なこと……。じゃ、結論的に申します。行革の効果額を反映させて財政収支見通しをやるとおっしゃった。ずっとそうおっしゃってきたんでしょう。そうすると、財政収支見通しは2回やっているわけです。そうしたら、効果額を反映させているんだから、2回やらないとおかしいじゃないの。それはやっていないとおっしゃる。この質問のねらいはそこです。おっしゃっておることが私はよくわからないんです。反映させると言って、片方はやらないでおって、収支見通しは2回もやっているわけでしょう。論理的にも矛盾しているんじゃないでしょうかと言うんです。答えられないと思いますよ、それは。いや、どうして答えられるの。現実にはやっていないんだもの。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）19年度予算をベースにしたものは、予算の議案を提出したときの資料として資料24-2という形で、平成19年度予算における行政改革の取り組みということで取りまとめをしたものを提出しております。これは資料として提出しております。それから、財政収支見通しにつきましては、6月議会だったと思いますが、財政収支見通しを19年度当初予算ベースの収支見通しというのを議員の皆様は資料としてお配りしております。当然、19年度予算につきましては新たな行革を盛り込んだ前倒しを行ったもの、あるいは繰り延べを行ったものの効果額を反映した19年度予算でございますから、それに基づいた財政収支見通しというのは皆様にお配りしておりますので、行革効果を反映した収支見通しはお配りしておるということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）じゃ、なぜ、何回も言うようだけれども、行革の変更というんですか、やらないんですかと何回も言っているじゃないですか。やっていないじゃないですか、そういうことを。幾ら言いくるめたって、みんなの前に示していないじゃないですか。行政改革の変更、計画の変更。おっしゃっていることはこじつけみたいに聞こえるんです。

時間があれですから、大きな3番の海田市駅南口地区まちづくりの計画等について質問いたします。町長をはじめ皆さん方は、議会等では住民の同意と協力を得ながら事業を進めていくとおっしゃっています。8月24日、説明会がございました。出席者は8名

です。出席しましたけれども、今の区画整理審議会の委員の人がほとんどで、一般住民の人は2、3人しか見当たらなかったんです。説明会の効果は全くなかったんじゃないかと私は思っているわけです。それはやっぱり町の住民が、今の進め方に対してはもうどうしようもないという住民の意思表示だと私は解釈したわけです。その説明会の中身、今、町長もおっしゃっていたんですけれども、町自身がこの計画に対して権利者の80%が賛成していると判断していると。これはどういうことですか。住民の同意と協力を得ながら住民主導でいくと言いながら、これの方が80%以上があれしているという判断で動いているわけですか、進めているわけですか。そうやって書いてあるんです、その文章に。住民の同意を得ながらと言いながら自分勝手な判断で事業を進めていると自分みずからが証明したようなものじゃないですか。住民不在で進めていると言われてもしようがないんじゃないですか。町長にも関係者にも66名の署名まで出して、今のやり方には反対ですという署名まで出しているんです。それなのに、賛同していると判断していると。それでどんどん進めようとしているわけでしょう。それは地区まちづくり制度そのものに対しておかしいんじゃないでしょうかということ。いろんなことを言われても、そういうことで、住民主導と言いながら、当初から議会で幾ら質問しても、県と協議中ですとずっと言って、出てきたことは、全部に網をかぶせて、今までと変わらんようなことを言っているわけです。身動きができないようなことを町の方から提示して、それでそのまま80%は賛同しているから何とかかんとかといって進めようとするというのはおかしいんじゃないですかというんです。住民はもう相手にしていないようなことですよ、この前の出席者がいないということは。と私は考えます。

個別協議とかというので、去年の10月25日でしたか、意見を言えということで副町長が、最後は急に意見を言えと言われてもわからないので、いろんな補償の問題等もあるので、個別折衝をやりますという話であのときは閉会したということが皆記憶にあると思うんですけれども、その後、個別折衝でも、ただあなたのところは幾ら削られるとか買収するということだけで、それ以外のことは何もないわけです。どうしてそれを、一番関心のある折衝のことを言わないのかということなんです。皆そう思っているんです。まだそういう段階でないというのなら、そのことをちゃんと説明すればいいじゃないですか。ただ何も言わないで、あなたのところからは幾らとるよというだけのことで、それで今まで来ているわけです。住民が一番基本的な説明を求めても、先ほど来、何か町の職員がちゃんと説明ができないじゃないかという質問と意見がありましたけれども、

住民が今まで土地区画整理事業に反対してきたと。反対はしてきましたよ。反対はしてきたんだけど、実力行使みたいなことをやって妨害行為とかをやって反対したんじゃないんです。ちゃんと測量なんかも協力してやって、次の換地手続きを町長の判一つ押せばできる段階なんです、今でも。それをやらないで、なぜ今、全体に網をかけてやるんですかということを住民は知りたがっているわけです。なぜ、そういうことをやれば住民に何かメリットがあるんですかということを話をすべきじゃないかということなんです。あればやればいいじゃないですか。よその自治体は皆すべて白紙に返してやっていますよ。何で海田町だけはやらないんだということを皆知りたがっているわけです。白紙にしてやればいいじゃないかと。道路の拡幅も納得したら皆協力するでしょう。それを一方的に網をかぶせて、建築制限の区画整理事業、東地区も西地区も同時に計画決定しないとだめなんだとか、そうやって網をかぶせて一方的にやるから、住民はやり方がおかしいと言っているわけです。事実そうでしょう。

それと、ＪＲの立体交差事業は16年先になったのになぜ急ぐんでしょうかということなんです。町長がおっしゃっているように重要な事業だからこそ十分に検討してやればいいじゃないですかと言っているんです。今まで早期実現を目指して町の方からいろいろ申し入れなんかなさったじゃないですか。それを今になって影響ないよと言って、何でそんなに急がないといけないんですか。ましてや、役場の庁舎の候補地みたいなものとリンクさせて誤解を招くようなやり方をすれば、何をかいわんやだと思うんです。町の庁舎の移転の決定とそれは全然違いますからね、この事業との関係は。その辺はどうですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）まず、これも町長が先ほどお答えしましたけれども、町が考えました地区計画の素案、これは都市計画法の16条、民意を反映した計画にしろということに基づいて昨年10月に地元説明会を行いました。民意を反映ということでございますので、その後、区域内を4班に分けての班別説明会、また、欠席された方々に対しましては個別訪問を行いまして、大勢の前ではなかなか口に出せないプライベートな部分も当然これは生じてまいりますので、そういうことも踏まえて、個別に話をさせていただきに訪問してまいりました。おおよそ95の関係権利者がおられますが、その中で3、4の権利者はまだ詳細にはお話ししていない部分はございますが、そのほとんどはこの計画についてお話をさせていただきに参りました。そういう中で、先ほどの80%以上と

か程度とか申しておりますが、それはそのお話の内容を関係者意見整理簿というものを逐次つけてまいりまして、それを整理いたしましてこれを判断しております。そういうことで、大方の方に賛成していただいておりますというふうに町は判断しておりますものがございます。

それと、その個別訪問の際に何で詳細な補償内容の話ができないのかということがございましたけれども、これにつきましても、まさにこの案は原案にも行っていない、町がお示しした素案の段階でまだとどまっております。そういう段階で、原案になりまして計画決定されるという運びになったら、そこを測量して詳細に、かかる面積とかそういうものも出していかにかいけんと。そういうことがまだ全然なされる前にそういう協議は時期が早いというふうに判断しておりますところでございます。

それと、何でJRの7年の延長があったのに区画整理をそんなに急ぐのかと申されますが、この点については、隣接はしているが、直接JR敷地を取り込んでいないと。線路部、そういう部分、府中町さんの場合とは若干違うということがありまして、いずれにしても、この南地区を駅前にふさわしいまちづくりをしていかにかいけんとということで、町といたしましては、区画整理は公共団体施工でやっておりますので、そういう中から重要性をかんがみまして、この区画整理から先にやるということであって、別段急いでおるわけではございません。以上です。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）時間がないんですけれども、おっしゃっていることは全然本質的な質問に対する回答になっていません。本当にご都合主義ですよ。住民はそんなことは全然歯牙にもかけていません、そんな回答では。

それと、もう時間があれなんですけれども、あと20年度からもう入るんですよ。それなのに、自主財源別の金額なり経費がどうだということも全然知らされていないんです。そういうこともわからんで、住民に補償がどうだのこうだのと言われてもわからんですよ。おかしいでしょう、それは。どうですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）20年度から地元説明会で説明させていただいておりますのは、そういう区画整理に入っていくということは皆さんに素案をお示しして同意をいただいた中でのことでございますので、これもすべて3つの都市計画変更、都市計画決定がなされないとな事業が発効できません。そういうことで、いろいろな方法を取りまして地元の

権利者の方々の理解を得ようということで今行っておるわけですが、それもこれも地元の方々の大方の同意を得ないとこの事業というものは進んでいかないということで、その素案の段階でいまだにとまっておるという状況でございますので、このままずっと20年度を迎えますと、20年度から着工というのは難しくなってくる、こういうことでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）同じことばかりおっしゃっているんですよ。どっちにしても、ご都合主義で進めるというのはいいかげんにしていただきたいということです。

○議長（原田）桑原議員に申し上げます。発言時間の制限を超えていますので、発言の中止を命じます。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日は大変ご苦労さまでございました。

午後4時45分 延会